
平成 29（2017）年度版

障がい者（児） 福祉のしおり

福祉保健部高齢障がい課障がい者支援係

電話 3430-1111（代表）

狛江市

しおりをご利用になるにあたって

○このしおりは、狛江市内にお住まいの障がい者（児）とその家族の方々に、制度やサービスについて紹介し、日常生活の手引きとして活用していただくものです。

○各項目の内容は、紙面の都合により簡単に記しています。事業によっては所得や障害程度、内容などに、制限のある場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

○このしおりでは、法令に定められている名称や固有名詞を除いて、人にかかる「害」の字を「がい」と表記しています。

○このしおりでは、可能な限り直近の情報を掲載してありますが、内容について、金額や制度の変更等がある場合があります。

○市内に転入された方は、各手続きの際に前の住所地の住民税（非）課税証明書が必要になる場合があります。

○所在地、電話番号は、編集時以降、変更される場合があります。なお、東京区部の市外局番（03）を省略しています。

狛江市の代表電話番号は、3430-1111 です。

目次

障害福祉サービスの利用について

障がい者を対象としたサービス	1
障がい児を対象としたサービス	4
相談支援	6
地域生活支援事業	8
利用の手続き	10
利用者負担の仕組みと軽減措置	12
地域生活支援事業を利用する場合の利用者負担と月額負担上限額	16

相談窓口

狛江市福祉保健部（狛江市福祉事務所・福祉総合相談窓口）	17
狛江市社会福祉協議会	18
サポート	18
狛江市地域生活支援センター リヒト	19
相談支援センター みずき	20
身体障がい者相談員	20
知的障がい者相談員	20
民生委員・児童委員	21
手話通訳の配置	23
難病者相談	23
こころの健康相談室（精神保健相談）	23
東京都心身障害者福祉センター	24
東京都世田谷児童相談所	24
東京都多摩府中保健所	25
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	25
発達障害者支援センター（TOSCA）	26
東京都盲ろう者支援センター	26
東京聴覚障害者自立支援センター	27
知的障害者青年期相談室（明るい相談室）	27
高次能機能障害専用電話相談	27
難病相談・支援センター	28
東京都医師会（難病医療相談）	28
東京都立小児総合医療センター（こころの電話相談室）	28
法律相談（福祉相談）	29
日本司法支援センター（法テラス）	29
夜間こころの電話相談	30
東京都障害者IT地域支援センター	30
福祉情報総合ネットワーク（とうきょう福祉ナビゲーション）	30

手帳

身体障害者手帳	31
愛の手帳（療育手帳）	31
精神障害者保健福祉手帳	31

手当・年金

心身障害者福祉手当（都制度・市制度）	33
東京都重度心身障害者手当（都制度）	33
特別障害者手当（国制度）	34
障害児福祉手当（国制度）	34
難病者福祉手当（市制度）	34
特別児童扶養手当（国制度）	35
児童扶養手当（国制度）	35
児童育成手当（育成手当：都制度）	36
児童育成手当（障害手当：都制度）	37
児童手当・特例給付（国制度）	37
障害基礎年金（国民年金）	38
障害厚生年金・障害手当年金	39
特別障害給付金	41
東京都心身障害者扶養共済制度	41

日常生活の援助

地域活動支援センター（Ⅲ型）「スペースえるび」	43
重度脳性麻痺者介護人派遣事業	43
在宅重症心身障害児（者）訪問事業（都制度）	43
笑顔サービス	44
補装具費の支給（購入又は修理）	45
日常生活用具費の支給	46
家族介護用品支給事業	52
難聴児補聴器購入費助成	52
車いすの貸出し	53
青い鳥郵便葉書の無償配布	53
都営住宅の募集	54
身体障害者運転能力開発訓練センター	54
自動車運転免許取得費の助成	54
身体障がい者用自動車改造費の助成	55
印刷物が読みにくい方、来館が困難な方への読書支援（利用支援サービス）	55
声の広報	57
広報東京都、都議会だよりの点字・テープ版	57

点字即時情報ネットワーク事業（点字JBニュース）	57
希望点訳・個人朗読（プライベートサービス）	58
専門対面リーディングサービス	58
携帯メール110番・119番通報	58
字幕つきビデオ・DVDの貸出し	59
聴覚障がい者コミュニケーション機器の貸出し	60
手話通訳者・要約筆記者の派遣（意思疎通支援事業）	60
補助犬の給付	61
あんしん狛江（地域権利擁護事業）	61
成年後見制度利用支援事業	62
郵便等による不在者投票	63
視覚障がいのある納税義務者に対する点字サービス	63

医療

心身障害者（児）医療費の助成（マル障）	65
自立支援医療（精神通院医療）	65
自立支援医療（更生医療）	66
自立支援医療（育成医療）	66
小児慢性特定疾病の医療費助成	67
小児精神障害者入院医療費助成	67
難病医療費等助成	67
B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度	68
特定疾病療養費受領証制度（マル長）	68
養育医療の給付	68
乳幼児医療費の助成（マル乳）	69
義務教育就学児医療費の助成（マル子）	69
ひとり親家庭等医療費の助成（マル親）	69
大気汚染に係る健康障害者の医療費助成	70

訓練・教育

音声機能障がい者発声訓練	71
オストメイト社会適応訓練	71
特別な支援を必要とする子どもの就学相談	71
社会教育	72
視覚障がい者等のための対面音訳・録音及び点訳図書製作サービス	73
聴覚障がい者・言語障がい者のためのレファレンスサービス	73

しごと

東京しごと財団	74
---------	----

東京障害者職業センター多摩支所	74
あんま・はり・きゅう師資格養成事業	75
その他の事業	75

文化・レクリエーション

障害者福祉会館	76
多摩障害者スポーツセンター	76
点字図書館	77
点字出版施設	77
聴覚障がい者情報提供施設	77
視覚障がい者用図書製作・貸出し	78
視覚障がい者用図書レファレンスサービス	78
盲人用具の販売あっせん	78
視覚障がい者のための講習会など	79
聴覚障がい者のための講習会など	79
障害者休養ホーム	80
字幕入り映像ライブラリー	80
あいとぴあセンタープール	80
チャレンジ学級	81

税の軽減

所得控除・住民税の非課税	82
障がい者に対する税の軽減	83

交通

JR等運賃の割引	86
航空運賃の割引	86
都営交通の無料乗車券と運賃の割引	86
精神障害者都営交通乗車証	87
精神障害者路線バスの割引	87
民営バスの割引	87
有料道路通行料金の割引	88
駐車禁止規則の除外	88
こまバス運賃の割引	89
こまバスの福祉施設利用者等運賃助成	89
タクシー運賃等の割引	90
福祉タクシー券の交付	90
ハンディキャブこまえ（障がい者移送サービス）	91
自動車ガソリン費助成	91

狛江駅北口地下駐車場の使用料の減免	92
-------------------	----

各種料金の減免等

水道・下水道料金の減免等	93
放送受信料の減免	93
郵便料金等の減免	94
都立施設利用の取扱い	94
携帯電話料金の割引	95

障がいに関するシンボルマーク	96
----------------	----

市内の障がい者（児）関係団体・事業所一覧	97
----------------------	----

手当一覧	102
------	-----

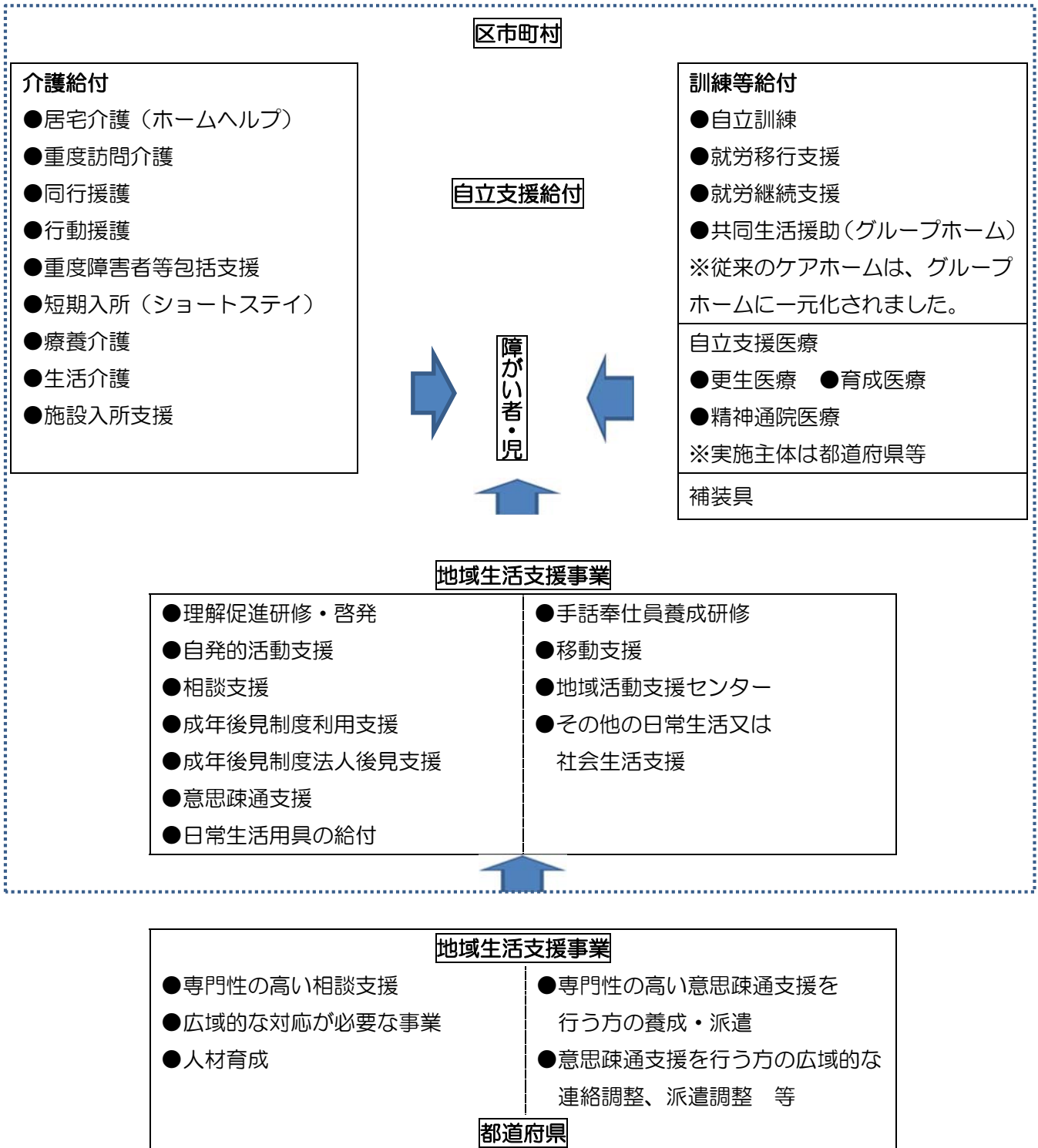
所得制限	103
------	-----

障害福祉サービスの利用について

1. 障がい者を対象としたサービス

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

※障がい児に関するサービスは、すべて児童福祉法に位置づけられています。



「障害福祉サービス」は、勘案すべき事項（障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等）及びサービス等利用計画案をふまえ、個々に支給決定が行われる「障害福祉サービス」「地域相談支援」と、区市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟にサービスを行う「地域生活支援事業」に大別されます。

サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用のプロセスが異なります。

※サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）は一定程度、可能となります。

■福祉サービスに係る自立支援給付等の体系

1 介護給付

①居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
②重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
③同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
④行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
⑤重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
⑥短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
⑦療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
⑧生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
⑨施設入所支援（障がい者支援施設での夜間のケア等）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

2 訓練等給付

①自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
②就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
③就労継続支援 （A型=雇用型、 B型=非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
④共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。さらに、グループホームを退去し、一般住宅等への移行を目指す人のために、サテライト型住居があります。※早期に単身等での生活が可能であると認められる人の利用が基本

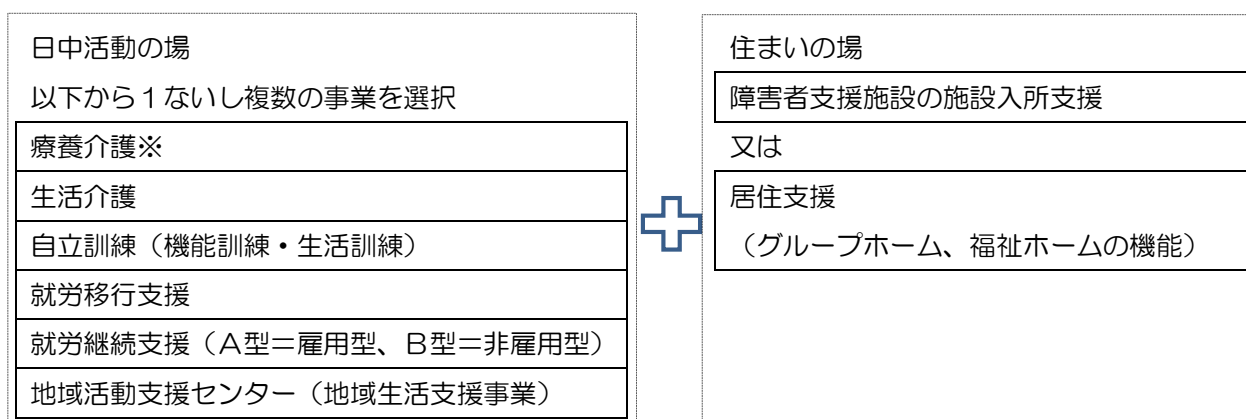
3 地域生活支援事業

①移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
②地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
③福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

■日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

利用者一人ひとりの個別支援計画を作成して、利用目的に合ったサービスが提供されます。



※療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施

2. 障がい児を対象としたサービス

障がい児を対象とした施設・事業は、施設入所等は児童福祉法、児童デイサービス等の事業関係は障害者自立支援法、重症心身障害児（者）通園事業は予算事業として実施されてきましたが、平成 24 年 4 月より児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編されました。

障害児通所支援を利用する保護者は、区市町村に障害支援区分の認定について申請を行い、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

■「児童福祉法」による障がい児を対象としたサービスの概要

■障害児施設

障害種別で分かれていた障害児施設は、通所による支援（「障害児通所支援（児童発達支援等）」）、入所による支援（「障害児入所支援（障害児入所施設）」）の 2 つに大別されています。

■居宅サービスと通所サービスの一体的利用

通所サービスの実施主体が平成 24 年より区市町村に移行されたことにより、居宅サービスと通所サービスが一体的に利用できます。

■放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

学齢児を対象とした放課後支援が充実されるとともに、障害があっても保育所等の利用ができるよう訪問サービスが創設されています。

■在園期間の延長措置の見直し

18 歳以上の障害児施設入所者には障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスが提供されます。なお、現に入所している方が退所させられないよう配慮されます。

■区市町村・都道府県における障がい児を対象としたサービス

区市町村

障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援	児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。 様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられます。 ①児童発達支援センター/医療型児童発達支援センター
	医療型児童発達支援	通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障がい児や家族への支援」、「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。医療提供の有無によって、「児童発達支援センター」と「医療型児童発達支援センター」に分かれます。 ②児童発達支援事業 通所利用の未就学の障がい児に対する支援を行う身近な療育の場です。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

都道府県

障 害 児 入 所 支 援	福祉型障害児入所施設	従来の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援を提供します。また、医療型は、このほか医療も提供します。 18歳以上の障害児施設入所者には、自立（地域生活への移行等）を目指した支援を提供します。
	医療型障害児入所施設	※重症心身障害児施設は、重症心身障害の特性を踏まえ児者一貫した支援の継続を可能とします。 ※現に入所していた方が退所させられないように配慮されます。また、引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満20歳に達するまで利用することができます。

3. 相談支援

平成 24 年 4 月の支給決定プロセスの見直しにより、計画相談支援の対象が原則として障害福祉サービスを申請した障がい者等へと大幅に拡大されています。また、地域移行・地域定着支援は個別給付化が図られました。

地域における相談支援の拠点として、基幹相談支援センターを区市町村が設置できることとなり、相談支援体制の強化が行われました。さらに、地域支援体制づくりに重要な役割を果たす自立支援協議会が法律上位置付けられました。

事業名	内容
計画相談支援	<p>●サービス利用支援</p> <p>障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。</p> <p>●継続サービス利用支援</p> <p>支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</p>
地域相談支援	<p>●地域移行支援</p> <p>障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。</p> <p>●地域定着支援</p> <p>居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。</p>
障害児相談支援	<p>●障がい児支援利用援助</p> <p>障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障がい児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>●継続障がい児支援利用援助</p> <p>支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</p>

※障がい児の居宅サービスについては、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援・継続サービス利用支援を行います。

障がい児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象とはなりません。

「障がい者」の相談支援体系

<p>利用計画</p> <p>サービス等</p>	<p>指定特定相談支援事業者 (計画作成担当) ※事業者指定は、区市町村長が行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●計画相談支援（個別給付） <ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援 ●基本相談支援 (障がい者・障がい児等からの相談)
<p>地域定着支援</p> <p>地域移行支援</p>	<p>指定一般相談支援事業者 ※事業者指定は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長等が行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域相談支援（個別給付） <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援 (地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等) ・地域定着支援（24時間の相談支援体制等） ●基本相談支援 (障がい者・障がい児等からの相談)

「障がい児」の相談支援体系

<p>サービス等利用計画等</p>	<p>居宅サービス</p>	<p>指定特定相談支援事業者 ※事業者指定は、区市町村長が行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●計画相談支援（個別給付） <ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援 ●基本相談支援 (障がい児や障がい児の保護者等からの相談)
	<p>通所サービス</p>	<p>障害児相談支援事業者 ※児童福祉法に基づき設置 ※事業者指定は、区市町村長が行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●障害児相談支援（個別給付） <ul style="list-style-type: none"> ・障害児支援利用援助 ・継続障害児支援利用援助

※障がい児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象とはなりません。

4. 地域生活支援事業

障がいのある人が、基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な区市町村を中心として以下の事業が実施されます。

区市町村及び都道府県は、地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取り組みを行います。

なお、対象者、利用料など事業内容の詳細については、最寄りの区市町村又は都道府県窓口にお尋ねください。

区市町村事業	
内容	
相談支援	<p>●相談支援</p> <p>障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。また、(自立支援)協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。</p> <p>●区市町村に基幹相談支援センターの設置</p> <p>地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化の取り組み等を行います。</p>
成年後見制度利用支援	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を対象に、費用を助成します。
成年後見制度法人後見支援	市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を行います。
意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う方の派遣などを行います。 また、意思疎通支援を行う方(手話奉仕員を想定)を養成します。
日常生活用具給付等	重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付を行います。
手話奉仕員養成研修	手話で意思疎通支援を行う方を養成します。
移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
理解促進研修・啓発	障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。
自発的活動支援	障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
その他	区市町村の判断により、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。たとえば、福祉ホームの運営、訪問入浴サービス、日中一時支援などがあります。

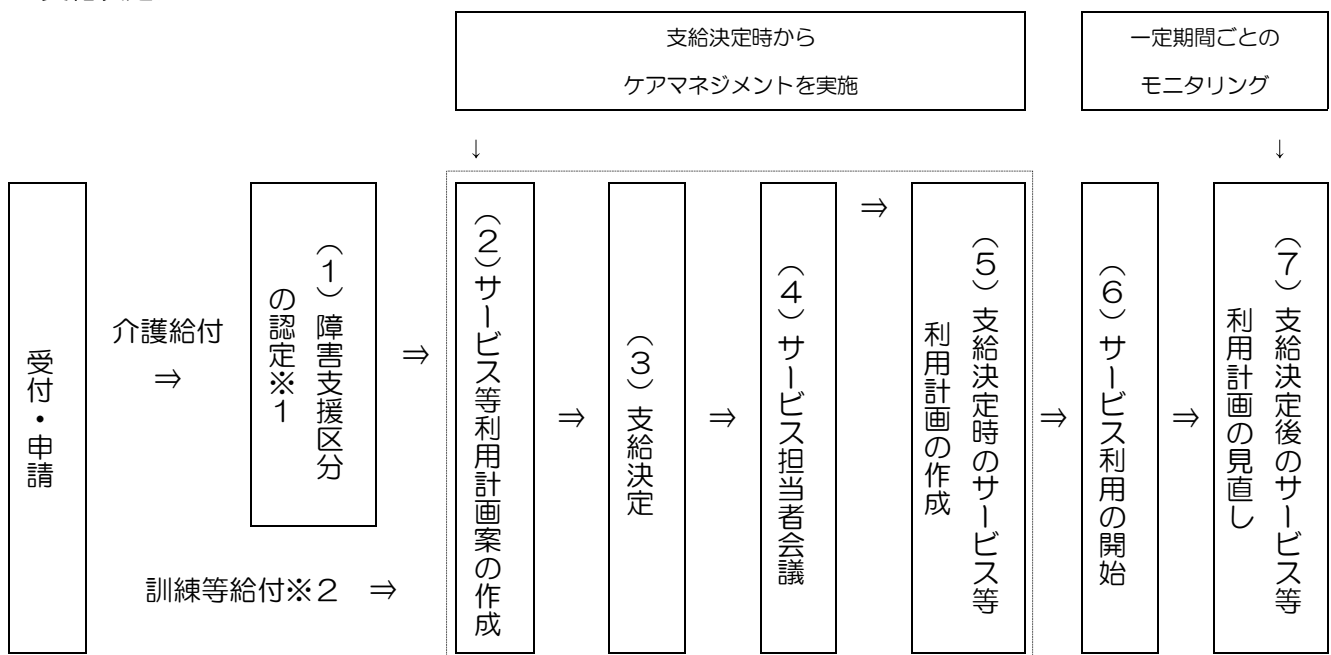
都道府県事業	
内容	
専門性の高い相談支援	発達障がい、高次能機能障がいなど専門性の高い障がいについて、相談に応じ、必要な情報提供等を行います。
広域的な支援	都道府県相談支援体制整備事業や精神障害者地域生活支援広域調整等事業など、区市町村域を超える広域的な支援が必要な事業を行います。
専門性の高い 意思疎通支援を行う方の 養成・派遣	意思疎通支援を行う方のうち、特に専門性の高い方の養成、又は派遣する事業を行います。(手話通訳者、要約筆記者、触手話及び指点字を行う方の養成又は派遣を想定)
意思疎通を行う方の派遣 に係る連絡調整	手話通訳者、要約筆記者、触手話及び指点字を行う方の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行います。
その他 (研修事業を含む)	都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 たとえば、福祉ホーム事業、情報支援等事業、障害者 IT 総合推進事業、社会参加促進事業などがあります。 また、サービス・相談支援者、指導者などへの研修事業等を行います。

5. 利用の手続き

■サービス利用までの流れ

- (1) サービスの利用を希望する方は、市の窓口申請し障害支援区分の認定を受けます。
- (2) 市は、サービスの利用の申請をした方(利用者)に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。利用者は「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、市に提出します。
- (3) 市は、提出された計画案や勘案すべき事項をふまえ、支給決定します。
- (4) 「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。
- (5) サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。
- (6) サービス利用が開始されます。

■支給決定プロセス



※1 同行援護の利用申請の場合

障害支援区分の調査に加えて同行援護アセスメント票によるアセスメントを行います。ただし、身体介護を伴わない場合は、心身の状況に関するアセスメント、障害支援区分の一次判定、二次判定(審査会)及び障害支援区分の認定は行わないものとします。

※2 共同生活援助の利用申請のうち、一定の場合は障害支援区分の認定が必要です。

※3 障がい児については、障害支援区分の認定は行いません

サービス利用に関する留意事項

1. 障がい児については、居宅サービスの利用にあたっては、障害者総合支援法に基づく「指定特定相談支援事業者」が「サービス等利用計画案」を作成し、通所サービスの利用にあたっては、児童福祉法に基づく「指定障害児相談支援事業者」が「障害児支援利用計画案」を作成します。
2. 障がい児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため障害児支援利用計画の作成は必要ありません。
3. 平成 27 年度以前において、地域に指定特定相談支援事業者がない場合等、サービス等利用計画の作成は必須ではありませんでしたが、平成 27 年度より必須となりました。
4. 指定特定相談支援事業者が身近な地域にいない場合等、それ以外の方が作成したサービス等利用計画案(セルフプラン)を提出することもできます。

※障害支援区分とは

障害支援区分とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い）です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されています。

調査項目は、

- ①移動や動作等に関連する項目（12項目）
- ②身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）
- ③意欲疎通等に関連する項目（6項目）
- ④行動障害に関連する項目（34項目）
- ⑤特別な医療に関連する項目（12項目）

の80項目となっており、各区市町村に設置される審査会において、この調査結果や医師の意見書の内容を総合的に勘案した審査判定が行われ、その結果を踏まえて区市町村が認定します。

モニタリング（継続サービス利用支援・継続障がい児支援利用援助）

サービス等の利用状況の検証と計画の見直しのために一定期間を定めて「モニタリング」（サービス等利用計画の見直し）が実施されます。

※モニタリング実施期間は、利用者の状況や利用しているサービスの内容等によって区市町村が定める期間ごとに行われ、少なくとも1年に1回以上は実施されます。

※セルフプランによるサービス利用者は、モニタリングは実施されません。

6. 利用者負担の仕組みと軽減措置

利用者負担はサービス量と所得に着目した負担の仕組みとされ、その負担は所得等に配慮した負担（応能負担）とされています。

■利用者負担に関する軽減措置

利用者	入所施設利用者 (20歳以上)	グループホーム 利用者	通所施設利用者 (事業)	ホームヘルプ 利用者	入所施設利用者 (20歳未満)	医療型施設利用者 (入所)
自己負担	①利用者負担の負担上限月額設定（所得段階別）					
	③高額障がい福祉サービス費（世帯での所得段階別負担上限）					②医療型 個別減免 (医療、食事療養費と 合わせ、上限額を 設定)
			事業主の 負担による 就労継続支援 A 型 事業（雇用型）の 減免措置			
⑧生活保護への移行防止（負担上限額を下げる）						
食費・光熱水費等	④補足給付 (食費・光熱水費 負担を減免)	食費や居住費につ いては実費負担で すが、通所施設 (事業)を利用した場合 には、⑥の 軽減措置が受けら れます。	⑥食費の人件費支 給による軽減措置		⑤補足給付（食 費・光熱水費負担 を軽減）	
		⑦補足給付 (家賃負担を軽減)				

6-1 障がい者の利用者負担

1. 月ごとの利用者負担には上限があります。

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	区市町村民税非課税世帯（注1）	0円
一般1	区市町村民税課税世帯（所得割16万円（注2）未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます。（注3）。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

（注1）3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

（注2）収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

（注3）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、区市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 （施設に入所する18,19歳を除く）	障がいのある方とその配偶者
障がい児 （施設に入所する18,19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

2. 療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります。（詳しくはお問合せください。）

4. 5. 6. 食費等実費負担についても、減免措置があります。（詳しくはお問合せください。）

7. グループホームの利用者に家賃助成があります。

グループホーム（重度障害者等包括支援の一環として提供される場合を含む。）の利用者（生活保護又は低所得の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者1人あたり月額1万円を上限に補足給付が行われます。

※区市町村民税非課税世帯が対象です。

8. 生活保護への移行防止策が講じられます。

こうした負担軽減策を講じても、自己負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで自己負担の負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げます。

6-2 障がい児の利用者負担（20歳未満の入所施設利用者を含む。）

1. 月ごとの利用者負担には上限があります。

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	区市町村民税非課税世帯		0円
一般1	区市町村民税課税世帯 (所得割28万円(注)未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

(注) 収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18,19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児 (施設に入所する18,19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

2. 医療型障害児入所施設を利用する場合、医療費と食費の減免があります。

(詳しくはお問合せください。)

5. 福祉型障害児入所支援施設を利用する場合、食費の減免があります。

(詳しくはお問合せください。)

6. 障害児通所支援<児童発達支援、医療型児童発達支援>を利用する場合、食費の負担が軽減されます。(詳しくはお問合せください。)

6-3 高額障害福祉サービス費（世帯単位の軽減措置）

3. 世帯での合算額が基準額を上回る場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。

障がい者の場合は、障がい者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます（償還払いの方法によります）。

障がい児が障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス等給付費等が支給されます（償還払いの方法によります）。

※世帯に障がい児が複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるように軽減します。

平成 24 年 4 月 1 日より補装具に係る利用者負担も合算軽減が図られています。

同一の世帯に障害福祉サービスを利用する障がい者等が複数いる場合、障害福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等を併用する障害者等がいる場合などで、利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス等給付費等を支給され負担が軽減されます。

ただし、自立支援医療、療養介護医療、肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療に係る利用者負担については、合算の対象外とされています。

7. 地域生活支援事業を利用する場合の利用者負担と月額負担上限額

【地域生活支援事業<障がい者（難病の方も含む）>（移動支援・日中一時支援・訪問入浴）】

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯（市民税所得割 16万円未満）	9,300円
一般2	市民税課税世帯（市民税所得割 16万円以上）	37,200円

※一般1及び2の方が移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービスを同月内に複数利用した場合でも、利用者負担は合算された金額での負担額となります。その場合、狛江市障がい者高額地域生活支援サービス費が支給されます（償還払いの方法によります。）。

【地域生活支援事業<障がい児（難病の方も含む）>（移動支援・日中一時支援・訪問入浴）】

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯（市民税所得割 28万円未満）	4,600円
一般2	市民税課税世帯（市民税所得割 28万円以上）	37,200円

【地域生活支援事業<障がい児・者（難病の方も一部対象となります）>（日常生活用具）】

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般	市民税課税世帯	37,200円

世帯の範囲については、障害福祉サービスの場合と同様です。

相談窓口

◆狛江市福祉保健部（狛江市福祉事務所・福祉総合相談窓口）

主に障がい者（児）の方々の相談窓口

高齢障がい課障がい者支援係

- （１）心身障がい者及び難病者の福祉手当の支給に関すること。
- （２）心身障がい者の医療助成に関すること。
- （３）障がい者福祉サービスの整備、調整に関すること。
- （４）障がい者及び難病者の在宅福祉サービスの整備及び実施に関すること。
- （５）障がい者の福祉施設の整備及び運営に関すること。
- （６）自立支援医療・難病者等に関すること。
- （７）障害者計画・障害福祉計画に関すること。

福祉相談課相談支援係

- （１）障がい者（児）に係る相談支援に関すること。
- （２）精神保健及び精神障がいに係る相談支援に関すること。
- （３）虐待防止等権利擁護に関すること。
- （４）身体障害者手帳・愛の手帳・精神保健福祉手帳に関すること。
- （５）障がい者福祉サービスの決定に関すること。
- （６）児童福祉法サービスの決定に関すること。
- （７）障害支援区分判定審査会に関すること。
- （８）自立支援協議会に関すること。
- （９）やむを得ない事由による措置に関すること。
- （１０）その他相談に関すること。

福祉保健部について

福祉保健部	地域福祉課	地域福祉係
	福祉相談課	生活支援係
		相談支援係
	高齢障がい課	障がい者支援係
		高齢者支援係
		介護保険係
	保険年金課	医療年金係
		国民健康保険係
健康推進課（あいとぴあセンター）	健康推進係	

所在地

〒201-8585 狛江市和泉本町 1-1-5

電話 3430-1111（代表）

窓口時間

土・日・祝日・年末年始を除く 月から金曜日まで、午前8時30分から午後5時まで

◆狛江市社会福祉協議会

狛江市社会福祉協議会は、地域の社会福祉事業経営者、福祉活動を行う方々及び多くの市民の参加により民間の立場から福祉のまちづくりを目指す民間の福祉団体です。

主な事業

- ①ホームヘルパー事業に関すること
- ②笑顔サービス（有料家事援助サービス）に関すること
- ③子どもの発達相談（療育相談）や児童発達支援事業（子ども発達教室“ばる”）に関すること
- ④社会福祉機関・団体が行う福祉活動の連絡調整や助成に関すること
- ⑤各種援護資金・生活福祉資金の貸付に関すること
- ⑥手話通訳者・要約筆記者の派遣（個人派遣）に関すること
- ⑦成年後見人利用などの権利擁護に関すること
- ⑧ボランティアセンターの運営やボランティアの相談、活動の推進に関すること
- ⑨社会福祉関連事業の調査・研究に関すること
- ⑩その他障がい者（児）の地域生活、社会参加などの各種相談に関すること

所在地

〒201-0013 狛江市元和泉 2-35-1 あいとぴあセンター内
電話 3488-0294（代表） FAX 3430-9779

◆サポート

狛江市社会福祉協議会内にあり、障害者地域自立生活支援センター、指定特定相談支援事業所、障がい者就労支援センターの業務を行っています。

障害者地域自立生活支援センター・指定特定相談支援事業所は、本人や家族の地域における生活を支援するための相談や情報提供を行う窓口です。

障がい者就労支援センターは、障がい者の就労面と生活面の相談や支援を行う窓口です。障がい者就労支援センターの利用を希望する方は登録が必要です。事前にお問い合わせください。

対象者

＜障害者地域自立生活支援センター＞

市内に住む身体障がい者、知的障がい者とその家族など

＜障がい者就労支援センター＞

市内に住む 15 歳以上で就労意欲のある方とその関係者など

＜指定特定相談支援事業所＞

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（主として身体・知的障がい者）

主な事業

＜障害者地域自立生活支援センター＞

- ①日常の問題や悩み事の相談（ピアカウンセリング）
- ②障害福祉サービスを利用するための援助
- ③公的なサービス利用の援助や専門機関の紹介
- ④身体障がい者パソコン教室
- ⑤視覚障がい者パソコン教室
- ⑥障がい者向けオープンスペース

<障がい者就労支援センター>

- ①障がい者の就労に関する相談
- ②障がい者雇用に関する講演会

<特定相談支援事業所>

- ①障害福祉サービスを利用する際のサービス等利用計画の作成
- ②モニタリング
- ③関係機関との調整

窓口時間

<障害者地域自立生活支援センター>

月から金曜日、第2・4土曜日（日祝祭日・第1、3、5土曜日・年末年始を除く）
午前9時から午後5時まで

<障がい者就労支援センター>

月から金曜日（第3土曜日・日祝祭日・年末年始を除く）
午前9時から午後5時まで

所在地

〒201-0013 狛江市元和泉 2-35-1 あいとぴあセンター内
電話 3488-0294 FAX 3430-9779

◆狛江市地域生活支援センター リヒト

地域で生活する方に対し、病気や生活の悩み、福祉サービスの利用についての相談を行う相談支援事業の他に、フリースペースの提供や地域住民との交流事業などの地域の社会資源とネットワーク構築などを行う地域活動支援センターの事業も行っています。

対象者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（主として精神障がい者）

主な事業

<相談支援事業>

- ①障害福祉サービスを利用する際のサービス等利用計画の作成
- ②モニタリング
- ③関係機関との調整

<地域活動支援センター>

- ①フリースペースの提供
- ②グループワーク
- ③メンバーによる自主活動の支援
- ④地域住民との交流事業

窓口時間

平日（水曜日を除く） 午前 11 時から午後6時まで
土日・祝祭日（第3土曜日・日曜日・年末年始を除く） 午前 10 時から午後4時まで

所在地

〒201-0013 狛江市元和泉 2-35-1 あいとぴあセンター内
電話 3480-6656（相談電話）

◆相談支援センター みずき

障がい者や障がい児の保護者等に対して、福祉サービスの利用や生活の悩みなどの様々な相談受付を行っています。

対象者

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児

相談支援事業

- ①障害福祉サービスを利用する際のサービス等利用計画の作成
- ②モニタリング
- ③関係機関との調整

窓口時間

月から金 午前9時から午後5時まで（年末年始を除く）

所在地

〒201-0013 狛江市元和泉 2-35-1 あいとびあセンター内
電話 3430-3809（相談電話） 080-4804-2356（相談電話）

◆身体障がい者相談員

職務内容

- ①身体障がい者の地域活動の推進
- ②身体障がい者の更生援護に関する相談・指導
- ③身体障がい者の更生援護につき関係機関に対する協力
- ④身体障がい者に対する住民の認識と理解を深めるための活動など

市内相談員の方々

氏名	電話	住所
小川 礼子（おがわ れいこ）	3489-0041	岩戸南
並木 ヒロ子（なみき ひろこ）	3488-2123	中和泉
長谷川 昌子（はせがわ まさこ）	3488-7052（FAX）	和泉本町

◆知的障がい者相談員

職務内容

- ①知的障がい者の家庭における養育、生活などに関する相談、指導、助言
- ②知的障がい者の施設入所、就学、就職などに関し、関係機関への連絡
- ③知的障がい者に対する住民の認識と理解を深めるための活動など

市内相談員の方々

氏名	電話	住所
清水 宥子（しみず ゆうこ）	3489-7585	猪方
磯 知子（いそ ともこ）	3480-2657	元和泉

◆民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、市内の各地域に配置され、地域にお住まいの子育てに悩んでいる人、生活に困っている人、高齢者・障がい者などの福祉に関する様々な相談に応じ、福祉事務所や児童相談所など各種関係機関への橋渡しなど必要な支援活動を行っています。

担当課

福祉保健部地域福祉課地域福祉係

狛江市民生委員児童委員一覧表

(28.12.1 現在)

No.	氏名	住所	電話番号	担当区域
1	渡邊 由美子	西野川 1-3-13	3489-9358	西野川 1 丁目全域
2	松本 葉子	和泉本町 3-24-14	3489-7920	西野川 2 丁目 1~33 番
3	栗山 恵美	西野川 3-12-21	3430-3024	西野川 3 丁目全域
4	富永 登美子	西野川 4-1-13	3480-5796	西野川 4 丁目 1~13 番、 和泉本町 4 丁目 11 番 25 号
5	荻野 修	西野川 4-19-25	3480-1892	西野川 2 丁目 34~41 番、 西野川 4 丁目 14~42 番
6	橋井 節子	和泉本町 1-6-20	3480-4592	和泉本町 1 丁目 1~9 番、37 番
7	鈴木 敏郎	和泉本町 1-35-7-124	3488-8573	和泉本町 1 丁目 35 番(グランドメゾン)
8	大矢 美枝子	和泉本町 1-36-3-715	3480-1004	和泉本町 1 丁目 36 番 (セントラルハイツ)
9	中谷 三代子	和泉本町 1-10-6	3489-7580	和泉本町 1 丁目 10~34 番
10	長谷川 善彦	和泉本町 2-9-2	3489-1384	和泉本町 2 丁目全域
11	鈴木 茂	和泉本町 3-34-11	3480-0886	和泉本町 3 丁目 1~25 番
12	松本 和美	和泉本町 4-5-14	5438-4160	和泉本町 3 丁目 26~39 番、 4 丁目 1~6、8~10 番
13	福祉保健部地域福祉課地域福祉係まで連絡			和泉本町 4 丁目 7 番 1~11 号
14	横川 美智子	和泉本町 4-7-33-409	090- 6348-8470	和泉本町 4 丁目 7 番 12~19 号・ 51 号・4 丁目 11 番
15	福祉保健部地域福祉課地域福祉係まで連絡			和泉本町 4 丁目 7 番 20~23 号・ 41~50 号
16	鈴木 いつ子	和泉本町 4-7-37-505	3480-4369	和泉本町 4 丁目 7 番 24~28 号・ 36~40 号
17	福祉保健部地域福祉課地域福祉係まで連絡			和泉本町 4 丁目 7 番 29~35 号
18	三角 佐智子	岩戸北 1-20-5	3489-4912	岩戸北 1 丁目全域
19	田中 麗子	岩戸北 2-9-14	3480-1087	岩戸北 2 丁目全域
20	河村 久男	岩戸北 3-13-3	5761-5542	岩戸北 3 丁目 1~14 番
21	上遠野 秀夫	岩戸北 3-20-12	3489-8011	岩戸北 3 丁目 15~23 番、 東和泉 1 丁目 1~5 番
22	関 陽一	岩戸北 4-13-3	3480-1633	岩戸北 4 丁目全域
23	稚田 千春	東野川 1-5-29	3488-4518	東野川 1 丁目 1~11 番、31~36 番、 4 丁目 14~16 番
24	伊倉 房江	東野川 1-13-25	3480-2635	東野川 1 丁目 12~30 番

No.	氏名	住所	電話番号	担当区域
25	稲田 康子	東野川3-17-3-110	3480-7815	東野川2丁目全域、3丁目1~14番
26	宮谷 敏江	東野川3-15-4-518	5497-5660	東野川3丁目15~22番
27	高木 良枝	東野川3-15-4-1107	090- 2722-7384	東野川4丁目1~13番、17~30番
28	梅本 ろり絵	東野川1-26-18	3430-7101	主任児童委員
29	大塚 直美	和泉本町1-10-1-204	3488-3227	主任児童委員
30	飯田 美佐江	中和泉1-21-11	3489-3955	中和泉1丁目全域
31	毛塚 哲	中和泉2-27-9	3480-9545	中和泉2丁目全域
32	篠原 久子	中和泉3-5-9	3430-1027	中和泉3丁目1~30番
33	花澤 美代子	中和泉3-32-1	3480-2828	中和泉3丁目31~36番、 中和泉4丁目全域
34	福祉保健部地域福祉課地域福祉係まで連絡			中和泉5丁目1~21番
35	杉本 美恵子	中和泉5-9-3	3489-2532	中和泉5丁目22~43番
36	福祉保健部地域福祉課地域福祉係まで連絡			西和泉1丁目1~14番、16番
37	福祉保健部地域福祉課地域福祉係まで連絡			西和泉1丁目15番、2丁目全域
38	市川 衛	元和泉1-12-1	3488-4429	元和泉1丁目全域
39	福祉保健部地域福祉課地域福祉係まで連絡			元和泉2丁目全域
40	佐藤 まり子	元和泉3-14-11	3488-5780	元和泉3丁目全域、 東和泉4丁目5~11番
41	谷田部 豊子	東和泉1-28-19	3489-7679	東和泉1丁目6~28番、 2丁目1~5番
42	谷田部 茂	東和泉1-35-12	3480-6548	東和泉1丁目29~36番、 2丁目6~20番
43	福祉保健部地域福祉課地域福祉係まで連絡			東和泉3丁目全域、4丁目1~4番
44	大我 一恵	猪方1-12-5	3430-1443	猪方1丁目全域
45	恵山 礼子	猪方2-25-11	3480-3890	猪方2丁目5~26番
46	浅沼 洋子	猪方3-36-9	3480-8444	猪方2丁目1~4番、3丁目1~13番、 17~19番、21~24番
47	羽田野 栄子	猪方3-27-2	5497-7467	猪方3丁目14~16番、 20番、25番~41番
48	伊藤 和子	猪方4-1-16	3480-0592	猪方4丁目全域
49	門脇 由美子	駒井町1-33-3	3488-2004	駒井町1丁目全域、2丁目1~4番
50	井本 宏明	駒井町1-10-14	3430-5265	駒井町2丁目5~36番
51	小塚 裕子	駒井町3-34-6	5497-5430	駒井町3丁目全域
52	清水 豊子	岩戸南1-9-8	3480-3581	岩戸南1丁目全域
53	三竹 真知子	岩戸南2-6-20	3480-1626	岩戸南2丁目1~15番
54	根石 洋子	岩戸南3-26-13	3480-8118	岩戸南2丁目16~27番、 3丁目13~27番
55	荒井 則子	岩戸南2-3-7-312	5497-2802	岩戸南3丁目1~11番
56	藤井 陽子	岩戸南4-10-1	3480-7672	岩戸南4丁目全域

No.	氏名	住所	電話番号	担当区域
57	五辺 博子	東和泉 3-7-2	3489-4188	主任児童委員
58	高橋 蘭子	中和泉 5-2-34	3489-3731	主任児童委員

◆手話通訳の配置

聴覚障がい者等の各種相談、生活に関する各種手続き等に関する通訳に応じるため、市役所に手話通訳を配置しています。

対象者

聴覚障がい又は、音声・言語機能障がい者

費用

無料

相談時間

【通訳者を配置】毎月第2・3・4水曜日 午前10時から正午まで

担当課

福祉保健部高齢障がい課障がい者支援係

◆難病者相談

難病の治療をされている方やそのご家族に対し、市役所で保健師による相談を行っています。

対象者

難病の治療をされている方とその家族

費用

無料

相談時間

原則3か月に1回の第4金曜日 午後1時から午後4時まで

担当課

福祉保健部福祉相談課相談支援係

◆こころの健康相談室（精神保健相談）

毎日の生活の中で起こる、こころの悩み・性格・行動等の問題で困っている本人や家族、支援者等に対する相談を、専門医が行っています。

対象者

次のようなことで相談したい方

- ①眠れない、やる気がでない、人とうまく話ができない方
- ②家族や知人で性格・行動上で問題があり、困っている方
- ③思春期の問題や不登校で困っている方
- ④お酒や薬物の問題を抱えている方
- ⑤認知症の問題を抱えている方
- ⑥発達障害に関する問題を抱えている方

相談時間

1か月に1回（不定期） 1人40分程度（各回4名まで）
相談は事前予約制です。（相談日は広報やHPに掲載されます。）

費用

無料

担当課

福祉保健部福祉相談課相談支援係

◆東京都心身障害者福祉センター

身体障害者手帳の交付、愛の手帳の判定・交付、補装具の判定、援護の実施者である区市町村に対する専門的支援等を行う施設として都が設置しています。センターは身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所の機能を持つほか、高次能機能障害支援普及事業の支援拠点として高次能機能障害のある方への相談・支援を行っています。

多摩支所では主として、多摩地域の心身障がい者（児）に対し、医学的・心理学的判定等を行っている。

業務内容

- ①身体障害者手帳の交付、愛の手帳の判定（18歳以上）・交付
- ②補装具等の判定、島しょ巡回相談、出張判定、福祉事務所との連絡・調整
- ③身体障害者福祉法第15条指定医、人材育成の講習
- ④高次能機能障害者の相談・支援
- ⑤重度心身障害者手当の認定・支給
- ⑥自立支援協議会事務局
- ⑦障害者総合支援法関連研修の企画・実施

利用方法

福祉事務所を通して、来所する日時を予約。ただし、愛の手帳の判定は、直接電話で予約。

所在地

東京都心身障害者福祉センター

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎(セントラルプラザ)12~15階

電話 3235-2946 FAX 3235-2968

東京都心身障害者福祉センター多摩支所

〒186-0003 国立市富士見台2-1-1

電話 042-573-3311 FAX 042-576-5295

窓口時間

祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日まで、午前9時から正午時まで及び午後1時から5時まで

◆東京都世田谷児童相談所

児童福祉法に基づき児童（18歳未満）の福祉の窓口として都が設置しています。

業務内容

- ①児童の様々な問題についての相談
- ②児童とその家庭についての必要な調査・診断・治療・指導
- ③児童福祉施設への入所、里親などへの委託の措置

④緊急に保護を要する場合などの児童の一時保護

⑤巡回相談、出張相談

⑥愛の手帳の交付など

また、不登校など家に閉じこもりがちな児童のもとへ青年のボランティア（メンタルフレンド）を派遣しています。

相談時間

月から金曜日まで午前9時から午後5時まで

電話相談

児童相談センターでは、児童の養育・しつけ・発達などの相談や緊急の相談に対し、専任職員が電話相談に応じている。

月から金曜日は、午前9時から午後9時まで 土・日・祝日は、午前9時から午後5時まで（年末年始を除く。）

電話相談専用 3366-4152 聴覚言語障害者専用 FAX 3366-6036

所在地

〒156-0054 世田谷区桜丘5-28-12

電話 5477-6301 FAX 5477-6300

◆東京都多摩府中保健所

地域住民の健康の保持及び増進のため、地域保健の広域的、専門的技術的拠点として、次のような業務を実施しています。

業務内容

- ①精神保健福祉、難病対策（スモン患者に対するはり等施術費の助成など）、その他一般の保健指導、健康相談
- ②障がい児等の保健相談、指導（妊娠高血圧症候群等の医療費助成など）
- ③結核（結核医療費の公費負担）、感染症、性感染症対策、エイズの相談・検査
- ④アレルギー性疾患対策、大気汚染保健対策、花粉症対策
- ⑤医療費公費負担等に関する書類の交付及び受理（自立支援医療（育成医療）の支給、養育医療の給付、小児慢性疾患の医療費助成、難病医療費等助成、大気汚染にかかる健康障害者の医療費助成、原子爆弾被爆者の医療

所在地

〒183-0022 府中市宮西町1-26-1 東京都府中合同庁舎内

電話 042-362-2334（代表）

◆東京都立多摩総合精神保健福祉センター

こころの健康に関わる内容、アルコール、薬物、思春期・青年期（引きこもり、不登校等）、認知症高齢者など精神保健福祉に関する支援拠点として種々の相談・支援等を行っています。

また、種々の精神科デイケアを行っており、精神障がい者の社会復帰及び自立に必要なプログラムを実施しています。

業務内容

- ①アルコール・薬物、思春期・青年期の専門相談及び家族講座

- ②認知症高齢者及びその家族のための保健所等と連携した訪問・相談
- ③地域の関係機関への技術援助やネットワークづくり
- ④こころの健康に関する広報活動
- ⑤精神保健福祉に関する調査研究
- ⑥関係機関職員向けの研修
- ⑦精神医療審査会の事務及び自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手等などの認定審査
- ⑧精神科デイケア等のプログラムの実施

利用方法

電話で相談。相談については、内容に応じて区市町村や保健所等を案内する場合もある。

受付時間

祝日・年末年始を除く月から金曜日まで午前9時から午後5時まで

所在地

〒206-0036 多摩市中沢 2-1-3
 電話 042-371-5560 FAX 042-376-6885

◆発達障害者支援センター（TOSCA）

自閉症など特有な発達障害を有する障がい児（者）とその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する問題について発達障がい児（者）及びその家族からの相談に応じています。

業務内容

- ①発達障がい児（者）及びその家族に対する相談支援
- ②発達障がい児（者）及びその家族に対する発達支援
- ③発達障がい児（者）に対する就労支援
- ④関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修

相談方法

電話、ファックス、メールによる申込み

受付時間

月・火・木・金（祝日、年末年始を除く） 午前9時から午後5時まで

所在地

〒156-0055 世田谷区船橋 1-30-9
 電話 3426-2318

◆東京都盲ろう者支援センター

盲ろう者（視覚障害と聴覚・言語障害を重複する身体障がい者（児））に対する総合的な支援拠点として、東京盲ろう者友の会が運営しています。

事業内容

- ①訓練事業（コミュニケーション訓練、生活訓練、パソコン等電子機器活用訓練）
- ②専門人材養成事業（相談・訓練等の支援・指導員の育成、訓練・研修等プログラムの開発・普及）
- ③総合相談支援事業（盲ろう者及び家族、盲ろう者支援関係者への総合的な相談支援）
- ④社会参加促進事業（集団学習会・交流会、盲ろう者関係情報の収集・分析・提供、普及啓発）

開館日等

祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日まで午前9時30分から午後5時30分まで

運営主体・所在地

東京盲ろう者友の会

〒111-0053 台東区浅草橋1-32-6 コスモス浅草橋酒井ビル2階

電話 3864-7003 FAX 3864-7004

◆東京聴覚障害者自立支援センター

都内在住の聴覚障がい者やその関係者に、相談・情報の提供、会議室の貸出しを行っています。

対象

都内在住の聴覚障がい者やその家族、関係者（手話学習者等）

事業内容

①相談支援 月・火・木・金曜日 午前9時から午後5時まで

②専門家による相談

法律相談 毎月第3水曜日 午後6時30分から8時まで（事前予約が必要です。）

生活相談 毎月第4水曜日 午後7時から9時まで（事前予約が必要です。）

その他、建築、手話通訳、中途失聴・難聴者相談等（予約が必要です。）

③上級手話講習会、手話講師派遣

④FAX 中継サービス

利用料

無料

所在地

〒150-0011 渋谷区東1-23-3

電話 5464-6058 FAX 5464-6059

◆知的障害者青年期相談室（明るい相談室）

青年期を迎えた知的障がい者を対象に、就労・就学・日常生活・対人関係・異性問題について相談に応じ、必要な助言や指導を行っています。

専門相談日時

月・火・水・木曜日 午前10時から午後5時まで

※来所相談の場合は、電話で予約をしてください。

所在地

東京都知的障害者育成会事務局内

〒160-0023 新宿区西新宿8-3-39 STSビル3階

電話 5389-2600 FAX 5389-4090

◆高次能機能障害専用電話相談

東京都の高次能機能障害者支援拠点機関として、高次能機能障害（※）により日常生活に支障のある方やその家族に対して生活や就労などの様々な相談に応じています。

※脳卒中等の病気や事故等による脳損傷の影響により、記憶、注意、思考、行為、言語などの認知機能の一部に障害が生じた状態

相談日時

祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日まで午前9時から正午時までと午後1時から午後4時まで

相談電話

3235-2955 FAX 3235-2957

◆難病相談・支援センター

事業内容

①難病療養相談・就労相談 ②難病情報資料室 ③日常生活用具展示コーナー ④医療相談会等

実施方法

特定非営利活動法人東京難病団体連絡協議会に業務を委託

窓口時間

祝日・年末年始を除く月から金曜日まで。 午前10時から午後4時まで
施設利用は午後5時まで、面接相談・医療相談会は事前に電話での予約が必要

所在地

〒150-0012 渋谷区広尾5-7-1
電話 3446-1144（予約・問合せ）
電話 3446-0220（相談専用）

◆東京都医師会（難病医療相談）

都内在住の難病患者とその家族に対し、難病医療相談を実施しています。

対象

都内在住の難病患者とその家族

事業内容

専門医、保健師、ケースワーカー等と協力して難病医療相談会を実施しています。

開催日時 毎月第2木曜日（8月・1月を除く） 午後3時から

会場 東京都医師会館

※お電話による事前予約制です。（メールによる相談の申し込みは受付していません。）

また、当日の予約はできません。

費用

無料

窓口（相談受付）時間

月から金曜日（土日・祝祭日を除く） 午前9時30分から正午まで

所在地（相談会場）

〒101-8328 千代田区神田駿河台2-5
電話 3294-8821

◆東京都立小児総合医療センター（こころの電話相談室）

子供の発達やこころの問題、精神科受診の必要性などについて、心理職が電話での相談に応じています。（輪番で対応しますので、1回ごとにお話を伺います。）

相談日

祝日・年末年始を除く月から金曜日まで

相談時間

午前9時30分から午前11時30分まで、午後1時から午後4時30分まで

所在地

〒183-8561 府中市武蔵台2-8-29 小児総合医療センター内

電話 042-312-8119（直通） 042-300-5111（代表）

◆法律相談（福祉相談）

市内に住んでいる高齢者や障がい者の方に対し、弁護士が相談を受け付けています。

相談内容

- ①福祉サービスについての苦情・権利侵害などの相談
- ②成年後見制度の利用についての相談

費用

無料

相談時間

毎月第3水曜日 午後1時から4時まで（要予約）

所在地

あんしん狛江（社会福祉協議会内）

〒201-0013 狛江市元和泉2-35-1 あいとぴあセンター

電話 3488-5603 FAX 3430-9779

◆日本司法支援センター（法テラス）

法テラスは、国が設立した法的トラブル解決の総合案内所です。お困りごとに応じて、最適な相談先や解決に役立つ情報を案内するほか所定の要件（※）を満たす方には弁護士・司法書士費用の立替えを行う。

※収入と資産の金額が基準額以下であり、法テラスの審査を受けていただくことが必要。

電話（平日9時から21時まで 土曜日9時から17時まで）

一般ダイヤル 0570-078374（おなやみなし）

PHS・IP電話 6745-5600

犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714（なくことないよ）

PHS・IP電話 6745-5601

面談（平日午前9時から正午と午後1時から午後4時（要予約）

所在地（近くの法テラス）

法テラス 東京

〒160-0023 新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13F

電話 050-3383-5300

法テラス 多摩

〒190-0012 立川市曙町 2-8-18 東京建物ファースト立川ビル 5F
電話 050-3383-5327

◆夜間こころの電話相談

都内に在住の方を対象として、臨床心理士や精神保健福祉士等が相談に応じている。

受付時間

毎日 午後5時から10時まで（受付は午後9時30分まで）

相談電話

5155-5028

◆東京都障害者IT地域支援センター

障がい者を対象に、情報技術（IT）に関する技術相談や機器を展示し、障害特性に合わせた体験実習を行っている。

対象者

都内に在住で障害のある人

費用

無料

所在地・申込み

東京都障害者IT地域支援センター

〒112-0006 文京区小日向 4-1-6 東京都社会福祉保健医療研修センター1階

電話 6682-6308 FAX 6686-1277

開館時間

午前10時から午後5時30分まで

閉館日

水・日曜日・祝日・年末年始、土曜日は不定休

◆福祉情報総合ネットワーク（とうきょう福祉ナビゲーション）

福祉サービスの利用者が安心して主体的にサービスを選ぶことができるよう、選択に必要な情報を総合的・一体的に提供する仕組み。高齢、障害、子供家庭等各分野について、サービス提供事業者やサービス内容に関する情報、サービス評価情報などを、分かりやすい形で提供しています。また、高齢者や障がい者を含め、誰もが情報を入手できるようにするため、ホームページの作成に当たってはユニバーサルデザインに配慮するとともに、携帯電話、ファクシミリなど、様々な方法で情報提供を行っています。

実施機関

（公財）東京都福祉保健財団福祉情報部福祉情報室

電話 3344-8514（直通）

ホームページアドレス <http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>

携帯電話から <http://mobile.fukunavi.or.jp/fukunavi/keitai/>

FAX サービス 6911-4717 音声サービス 6911-4719

手帳

◆身体障害者手帳

身体障がい者（児）が各種の援護を受けるために必要な手帳として、次の種類の障がいのある方に交付されます。

手帳の等級には1級から6級までがあり、各等級は指数化され、二つ以上の重複障がいの場合は、重複する障がいの合計指数により決定されます。肢体不自由の7級の障がい一つのみでは、手帳は交付されません。（15歳未満の場合は保護者が代わって申請）

- ①視覚障がい 1級から6級まで
- ②聴覚障がい 2級から4級まで・6級
- ③平衡機能障がい 3級・5級
- ④音声機能・言語機能・そしゃく機能の障がい 3級・4級
- ⑤肢体不自由（上肢、下肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）
1級から7級まで
- ⑥肢体不自由（体幹） 1級から3級まで・5級
- ⑦心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能の障がい 1級・3級・4級
- ⑧ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がい 1級から4級まで

申請・問合せ

福祉保健部福祉相談課相談支援係

◆愛の手帳（療育手帳）

知的障がい者（児）が各種の援護を受けるために必要な手帳として、都が独自に設けています。なお、国の制度としては療育手帳があり、「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。

交付対象

児童相談所、心身障害者福祉センターによって知的障がいと判定された方

障がいの程度

障がいの程度を総合判定し、1度（最重度）・2度（重度）・3度（中度）・4度（軽度）に区分し手帳に記載されます。

申請・問合せ

18歳未満の場合は児童相談所、18歳以上の場合は心身障害者福祉センター、又は多摩支所へ保護者が代わって申請できます。

◆精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることを証する手帳を交付することにより、手帳の交付を受けた方に対し各方面の協力を得て各種の支援策を講じやすくし、精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として交付されます。

交付対象

精神疾患を有する方（精神保健福祉法第5条の定義による精神障がい者）のうち精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方（知的障がい者は含まれません。）

障がいの程度

- 1級 精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度
- 2級 精神障がいであって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度
- 3級 精神障がいであって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度

申請・問合せ

福祉保健部福祉相談課相談支援係

手当・年金

◆心身障害者福祉手当（都制度・市制度）

支給対象

心身に次のいずれかの程度の障害を有する方（65歳以上の新規申請を除く。）

年齢	手帳の程度	手当月額	支給制限
20歳以上	身体障害者手帳1・2級	15,500円	本人及び扶養義務者等の所得が所得制限表の金額を超えているとき、施設に入所しているときは支給されません。
	愛の手帳1から3度		
	脳性麻痺・進行性筋萎縮症		
	身体障害者手帳3・4級	5,400円	
愛の手帳4度			
20歳未満	身体障害者手帳1から4級	本人に義務教育終了前の兄弟姉妹がいる場合は、1人につき1,600円加算	
	愛の手帳1から4度		
	脳性麻痺・進行性筋萎縮症		

支給方法

申請のあった月の分から4月、8月、12月に銀行等の本人の口座に振り込む。

申請・問合せ

福祉保健部高齢障がい課障がい者支援係

◆東京都重度心身障害者手当（都制度）

支給対象

心身に障害のある次のいずれかに該当する方（65歳以上の新規申請を除く。）

- ①重度の知的障害で、著しい精神症状などのため、常時複雑な配慮を必要とする方
- ②重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方
- ③重度の肢体不自由者で、両上肢・両下肢とも機能が失われ、座っていることが困難な程度以上の障害のある方

支給制限

施設に入所しているとき

病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院しているとき

本人（20歳未満の方については、配偶者又は扶養義務者）の所得が別表の限度額を超えるときは、支給されない。

手当額

月額6万円

支給方法

申請のあった月の分から毎月、銀行などの本人の口座に振り込む。

手続

福祉保健部高齢障がい課障がい者支援係

◆特別障害者手当（国制度）

支給対象

20歳以上で、精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態（おおむね身体障害者手帳1級・2級程度若しくは愛の手帳1度・2度程度の障害の重複又はこれらと同等の疾病・精神の障害）にある方

支給制限

施設に入所しているとき

病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院しているとき

受給者本人などの所得が別表の限度額以上のとき

手当額

月額 26,830 円（平成 28 年 4 月 1 日時点）

支給方法

申請のあった月の翌月分から2月、5月、8月、11月に銀行などの本人の口座に振り込む。

手続

福祉保健部高齢障がい課障がい者支援係

◆障害児福祉手当（国制度）

支給対象

20歳未満で精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態（おおむね身体障害者手帳1級及び2級の一部もしくは愛の手帳1度及び2度の一部に相当する程度又はこれらと同等の疾病・精神の障害）にある方

支給制限

施設に入所しているとき

障害を支給事由とする公的年金を受けているとき

受給者本人や扶養義務者の所得が別表の限度額以上のとき

手当額

月額 14,600 円（平成 28 年 4 月 1 日時点）

支給方法

申請のあった月の翌月分から2月、5月、8月、11月に銀行などの本人の口座に振り込む。

手続

福祉保健部高齢障がい課障がい者支援係

◆難病者福祉手当（市制度）

難病医療費助成制度の認定を受けている方に対し、手当を支給します。

支給対象

難病医療費助成受給者証（特定医療費受給者証・マル都（難病）医療券など）をお持ちの方

支給制限

狛江市心身障害者福祉手当を受けているとき

生活保護を受けているとき等

手当額

5,400 円

支給方法

申請のあった月分から、2月、6月、10月に、ご指定の銀行等の本人口座に振り込みます。

申請

福祉保健部高齢障がい課障がい者支援係

◆特別児童扶養手当（国制度）

20歳未満の児童を養育している方に対し、手当を支給します。

対象

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方

- ①身体障害者手帳1・2級の児童（重度障害）
- ②愛の手帳1・2度の児童（重度障害）
- ③身体障害者手帳3級程度の児童（中度障害）
- ④愛の手帳3度程度の児童（中度障害）
- ⑤上記①から④と同程度の疾病、身体又は精神・発達に障がいのある児童（指定の診断書の提出が必要です。）

手当額

（重度障害）に該当する方 51,500 円（平成28年4月1日時点）

（中度障害）に該当する方 34,300 円（平成28年4月1日時点）

支給方法

申請のあった月の翌月分から、4月、8月、11月に、ご指定の銀行等の本人口座に振り込みます。

支給制限

次のいずれかに該当する場合は受給することができません。

- ①養育している児童が、施設に入所している場合
- ②障がい児本人が重度の障害を理由とする公的年金を受けている場合
- ③受給者本人等の所得が、所得制限表の基準額を超える場合

申請・問合せ

児童青少年部子育て支援課手当助成係

◆児童扶養手当（国制度）

18歳まで（一部20歳未満までを含む）の児童を養育している方に対し、手当を支給します。

対象

0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（20歳未満で政令に定める程度の障がいを含む）であり、次のいずれかに該当する場合

- ①父又は母が離婚した場合
- ②父又は母が死亡した場合
- ③父又は母が重度の障がいを含む場合
- ④父又は母が生死不明である場合
- ⑤父又は母に1年以上遺棄されている場合

- ⑥父又は母が保護命令を受けた場合
- ⑦父又は母が法令により1年以上拘留されている場合
- ⑧婚姻によらないで生まれた場合

手当額（平成28年8月1日時点）

児童1人の場合	全部支給（月額）	42,330円
	一部支給（月額）	9,990円～42,320円
児童2人目の加算額	全部支給（月額）	10,000円
	一部支給（月額）	5,000円～9,990円
児童3人目以降の加算額	全部支給（月額）	6,000円
	一部支給（月額）	3,000円～5,990円

支払方法

申請のあった月の翌月分から、4月、8月、12月に、ご指定の銀行等の本人口座に振り込みます。

支給制限

次の場合は、支給対象となりません。

- ①児童又は受給資格者の住所が日本国内でない場合
 - ②児童が児童福祉施設等（通園施設等を除く。）に入所している場合
 - ③児童が里親に委託されている場合
 - ④児童が父母と生計を同じくしている場合（父又は母が障害による受給を除く）
 - ⑤児童が父又は母の配偶者（事実上の婚姻関係（内縁関係など）を含む。）に養育されている場合
- ※事実上の婚姻関係：同じ住所に異性の住民登録がある場合、住民登録がなくても同じ居所に異性が住んでいる場合等

申請・問合せ

児童青少年部子育て支援課手当助成係

◆児童育成手当（育成手当：都制度）

18歳までの児童を養育している方に対し、手当を支給します。

対象

0歳から18歳到達後最初の3月31日まで間にある児童であり、次のいずれかに該当する場合

- ①父又は母が離婚した場合
- ②父又は母が死亡した場合
- ③父又は母が重度の障がいをもつ場合
- ④父又は母が生死不明である場合
- ⑤父又は母に1年以上遺棄されている場合
- ⑥父又は母が保護命令を受けた場合
- ⑦父又は母が法令により1年以上拘留されている場合
- ⑧婚姻によらないで生まれた場合

手当額

13,500円（平成28年4月1日時点）

支払方法

申請のあった月の翌月分から、2月、6月、10月に、ご指定の銀行等の本人口座に振り込みます。

支給制限

次の場合は、支給対象となりません。

受給者本人等の所得が、所得制限表の基準額を超える場合

次のいずれかに該当する場合は、手当の申請をすることができません。

①児童が児童福祉施設等（通園施設等を除く。）に入所している場合

②児童が父母と生計を同じくしている場合（育成手当の場合のみ）

③児童が、父及び父の配偶者、母及び母の配偶者と生計を同じくしている場合

なお、配偶者には事実上の婚姻関係（内縁関係など）を含みます。（育成手当の場合のみ）

※事実上の婚姻関係：同じ住所に異性の住民登録がある場合、住民登録がなくても同じ居所に異性が住んでいる場合等

申請・問合せ

児童青少年部子育て支援課手当助成係

◆児童育成手当（障害手当：都制度）

20歳未満の児童を養育している方に対し、手当を支給します。

対象

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方

①愛の手帳1から3度程度の児童

②身体障害者手帳1・2級程度の児童

③脳性麻痺又は進行性筋萎縮症の児童

手当額

15,500円（平成28年4月1日時点）

支払方法

申請のあった月の翌月分から、2月、6月、10月に、ご指定の銀行等の本人口座に振り込みます。

支給制限

次の場合は、支給対象となりません。

受給者本人等の所得が、所得制限表の基準額を超える場合

次に該当する場合は、手当の申請をすることができません。

養育している児童が、児童福祉施設等に入所している場合

申請・問合せ

児童青少年部子育て支援課手当助成係

◆児童手当・特例給付（国制度）

中学校修了前(15歳に達する日以後の最初の3月31日)までの児童を養育している方に対し、手当を支給します。

手当額

所得基準内世帯(児童手当)

3歳未満(3歳の誕生日の月まで)	15,000円
3歳～小学生(第1子・第2子)	10,000円
3歳～小学生(第3子以降)	15,000円
中学生	10,000円

所得基準超過世帯(特例給付)

0歳～中学生(一律)

5,000円

支払方法

原則申請のあった月の翌月分から、2月、6月、10月に、ご指定の銀行等の本人口座に振り込みます。

支給制限

次に該当する場合は、手当の申請をすることができません。

養育している児童が、児童福祉施設等に入所している場合

申請・問合せ

児童青少年部子育て支援課手当助成係

◆障害基礎年金（国民年金）

国民年金に加入している間に初診日（障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガにより初診日から1年6か月たった日（障害認定日）に、法令に定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態にある間は障害基礎年金を受給することができます。（保険料納付要件があります。）

また、20歳前の病気やケガがもとで障がい者（児）となった場合も対象となります。（所得制限があります。）

対象者

65歳未満の方で、次のいずれかに該当する方

①原則として国民年金に加入している間に初診日（障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガで一定の障害状態になった方（【認定基準表1】参照）
保険料の納付要件があります。

②20歳前の病気やケガで、一定の障害状態になった方（【認定基準表1】参照）

本人の所得制限があります。

支給額（平成28年度支給額※）

1級…年額975,125円

2級…年額780,100円

※受給権者に18歳到達年度の末日までにある子どもがいる時、又は20歳未満で国民年金法施行令に定める障がいを持つ子どもがいる時は1人目、2人目は各224,500円、3人目からは1人につき74,800円が加算されます。

申請・問合せ

【申請】福祉保健部保険年金課医療年金係

※毎週月・水・金 午前9時から12時まで、午後1時から4時まで（受付は午後3時30分まで）
社会保険労務士による相談を行っています。

【制度の問合せ】

府中年金事務所

〒183-8505 府中市府中町2-12-2

午前8時30分から午後5時15分まで（土日・祝祭日・年末年始を除く）

時間延長 週初の開所日 午後5時15分から午後7時まで

週末相談 第2土曜日 午前9時30分から午後4時まで

電話 042-361-1011 FAX 042-361-2649

【一般の年金相談はこちら】

ねんきんダイヤル 電話 0570-05-1165

IP電話・PHSから 電話 03-6700-1165

【認定基準表1】※ 身体障害者手帳の等級とは認定基準が異なります。

障害等級	障がいの状態
1級	1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
	4 両上肢のすべての指を欠くもの
	5 両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの
	6 両下肢の機能に著しい障がいを有するもの
	7 両下肢を足関節以上で欠くもの
	8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの
	9 前各号に掲げるものの他、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3 平衡機能に著しい障がいを有するもの
	4 そしゃくの機能を欠くもの
	5 音声又は言語機能に著しい障がいを有するもの
	6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいを有するもの
	8 一上肢の機能に著しい障がいを有するもの
	9 一上肢のすべての指を欠くもの
	10 一上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの
	11 両下肢のすべての指を欠くもの
	12 一下肢の機能に著しい障がいを有するもの
	13 一下肢を足関節以上で欠くもの
	14 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいを有するもの
	15 前各号に掲げるものの他、身体の機能障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

◆障害厚生年金・障害手当年金

厚生年金に加入している間に初診日（障がいの原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガにより障害基礎年金の1級又は2級に該当する障がいの状態になった時は、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金を受給することができます。

障がいの状態が2級に該当しない程度の際は、3級の障害厚生年金を受給することができます。

なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受給するよりもやや軽い障がいが残った時には障害手当金（一時金）を受給することができます。（障害厚生年金・障害手当金の受給には、保険料納付要件があります。）

対象者

1・2級の方は障害基礎年金と同じ

3級の方は【認定基準表2】のとおり

【認定基準表2】※ 身体障害者手帳の等級とは認定基準が異なります。

障害等級	障がいの状態
3級	1 両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2 両耳の聴力が、40cm以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	3 そしゃく又は言語の機能に相当程度の障がいを残すもの
	4 脊柱の機能に著しい障がいを残すもの
	5 一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	6 一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	7 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障がいを残すもの
	8 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失ったもの
	9 おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの
	10 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
	11 両下肢の十趾の用を廃したもの
	12 前各号に掲げるものの他、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障がいを残すもの
	13 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障がいを残すもの
	14 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障がい有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

支給額（平成28年度支給額※）

1級…（報酬比例の年金額）×1.25＋配偶者の加給年金額（224,500円）

2級…（報酬比例の年金額）＋配偶者の加給年金額（224,500円）

3級…（報酬比例の年金額） ※ 最低保障額 585,100円

障害手当金…（報酬比例の年金額）×2 ※ 最低保障額 1,170,200円

申請・問合せ

【申請先】・【制度の問い合わせ】

府中年金事務所

〒183-8505 府中市府中町2-12-2

午前8時30分から午後5時15分まで（土日・祝祭日・12/29から1/3を除く）

時間延長 週初の開所日 午後5時15分から午後7時まで

週末相談 第2土曜日 午前9時30分から午後4時まで

電話 042-361-1011 FAX042-361-2649

◆特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がい者の方は給付金を受けることができます。

対象者

次のいずれかに該当する方

- ①平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった昼間部の学生
 - ②昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象であった、厚生年金等に加入していた方の配偶者
- ※所得制限があります。

給付額（平成28年度給付額※）

障害基礎年金1級相当に該当する方 月額51,450円

障害基礎年金2級相当に該当する方 月額41,160円

申請・問合せ

【申請先】福祉保健部保険年金課医療年金係

【制度の問合せ】

府中年金事務所

〒183-8505 府中市府中町2-12-2

午前8時30分から午後5時15分まで（土日・祝祭日・12/29から1/3を除く）

時間延長 週初の開所日 午後5時15分から午後7時まで

週末相談 第2土曜日 午前9時30分から午後4時まで

電話 042-361-1011 FAX 042-361-2649

◆東京都心身障害者扶養共済制度

心身障害者の保護者が死亡又は重度障害状態となったときから、障害者への終身年金を支給し、保護者の不安の軽減と障害者の福祉の向上を図る任意加入の制度

加入資格

次の全ての要件に該当する人

- ①障害者の保護者であること。
- ②都内に住所があること。
- ③年度初日の年齢が65歳未満であること。
- ④特別の疾病や障害がなく、保険契約の対象となる健康状態であること。

なお、障害者1人に対して1人の保護者のみ加入できる。（2口まで）

障害者の範囲

次のいずれかに該当し、将来独立自活が困難であると認められる方

- ①知的障害者
- ②身体障害者（身体障害者手帳1級から3級まで）
- ③精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が①②と同程度認められる方（精神疾患、脳性まひ、自閉症など）

掛金の月額及び納付期間

加入者の加入時年齢	月額（1口）
35歳未満	9,300円
35歳以上 40歳未満	11,400円
40歳以上 45歳未満	14,300円
45歳以上 50歳未満	17,300円
50歳以上 55歳未満	18,800円
55歳以上 60歳未満	20,700円
60歳以上 65歳未満	23,300円

次の2つの要件を両方とも満たした以後の加入月から、掛金の払込みは不要となる。

- ①年度初日の加入者年齢が65歳となったとき
- ②加入期間が20年以上となったとき

掛金の減額

加入者が次のいずれかに該当するときは、申請により1口目の掛金の1/2を減額する。

- ①生活保護受給者
- ②住民税非課税者

給付内容

- ①年金 月額2万円（1口）
- ②慰労金

加入期間	金額（1口）
1年以上 5年未満	50,000円
5年以上 20年未満	125,000円
20年以上	250,000円

③脱退一時金

加入期間	金額（1口）
1年以上 5年未満	75,000円
5年以上 20年未満	125,000円
20年以上	250,000円

申請・問合せ

福祉保健部高齢障がい課障がい者支援係

日常生活の援助

◆地域活動支援センター（Ⅲ型）「スペースえるば」

地域で生活する障がい者が、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、創作的活動を行ったり、社会との交流の促進を図ることを目的としたサービスです。

対象者

原則市内に住所を有する身体障がい者、知的障がい者等

活動内容

- ①創作的活動
- ②自立生活を支援する活動
- ③職場や通所先以外の学びの場を必要とする方の居場所づくり、仲間づくりなどを通じた社会との交流の促進を行う活動

活動時間

平日（月曜日を除く）、土曜日又は日曜日 午前 10 時から午後 7 時 30 分まで

利用料

無料（ただし、教材費等の実費負担はあります。）

問合せ

〒201-0002 狛江市東野川 2-1-10-101

電話 3480-2808（月曜日を除く平日 午前 10 時から午後 7 時 30 分まで）

◆重度脳性麻痺者介護人派遣事業

重度脳性麻痺により、単独で屋外活動をすることが困難な方の介護を行います。介護人は、障がい者の推薦を受けた家族とします。

対象者

市内に居住する 20 歳以上の方で、重度脳性麻痺による身体障害者手帳 1 級の方（介護の回数は月 12 回までとし、1 回は 1 日を単位とします。）

制限

- ①障害者総合支援法におけるサービスを利用している場合（短期入所を除く。）
- ②介護保険制度の訪問介護、通所介護のサービスを利用している場合

申請・問合せ

福祉保健部福祉相談課相談支援係

◆在宅重症心身障害児（者）訪問事業（都制度）

事業内容

訪問看護

看護師等が家庭を訪問し、重症心身障害児（者）の状況に応じ、家庭とともに日常生活上の看護を行うほか、看護技術指導、療育指導、相談などを行います。原則として週 1 回

訪問健康診査

専門医師及び看護師等が重症心身障害児（者）の家庭を訪問して、健康状態、障がいの程度等を診

査するとともに必要な指導を行う。原則として年1回程度

対象者

都内に住所を有する在宅の重症心身障がい児（者）（18歳未満のときに、その状態になった方をいいます。）

費用

無料

申請・問合せ

多摩府中保健所

〒183-0022 府中市宮西町 1-26-1 東京都府中合同庁舎内

電話 042-362-2334（代表） FAX 042-360-2144

◆笑顔サービス

主に、高齢者、障がい者（児）の方々に、市民の協力によって、家事援助（掃除、洗濯、買い物など）を中心としたサービスを提供します。

会員登録

サービスを利用する方は、笑顔サービスの利用会員としてご登録いただきます。

対象者（利用会員）

狛江市在住で笑顔サービスの趣旨に賛同した、おおむね65歳以上の方及び心身に障がいのある方で、日常生活を営むのに支援を必要とする方、産前および産後1か月から就学前までの子どもがいて家事や育児等に支援を必要とする世帯等。

利用会員にご登録の方は、狛江市社会福祉協議会の会員になっていただきます。（年会費一口1,000円以上）

内容

家事援助サービス	住居などの掃除、衣類などの洗濯、生活必需品の買い物、食事作り、子育てに関する援助など
介助サービス	医療機関などの通院介助、外出介助など
その他簡易なサービス	見守り、話し相手、趣味活動の手伝いなど

サービス利用料金（協力会員活動賃金）

時間	料金（協力会員謝金）	
高齢者、障がい者への援助 月曜日から土曜日の9:00~17:00	1時間	800円
高齢者、障がい者への援助 上記以外の時間帯及び日曜日・祝日・年末年始（ただし、やむを得ない場合のみ対応）	1時間	1,000円
子育て中の世帯への援助 月曜日から土曜日の9:00~17:00	1時間	1,000円

※サービスの提供は、1時間を単位とし、原則として家事援助サービスは、1回2時間程度までとします。

サービスをご利用したい方は

- ①笑顔サービス担当までお電話ください。
- ②コーディネーターが訪問し、日常生活でお困りのことについて伺います。

③登録手続きの後、サービスを利用することができます。

申請・問合せ

狛江市社会福祉協議会 サービス事業課在宅サービス係笑顔サービス担当
〒201-0013 狛江市元和泉 2-35-1 あいとぴあセンター内
電話 3488-0787 FAX 3430-9779

◆補装具費の支給（購入又は修理）

対象者

身体障がい者（児）難病患者等

補装具種目

障がい者の職業その他日常生活の能率の向上を図るために、障がい児については、将来社会人として自立するための素地の育成・助長のため、次の補装具費の支給（購入又は修理）を行います。

障害	種目	種類
視覚障害	盲人安全つえ	普通用、携帯用、身体支持併用
	義眼	普通義眼、特殊義眼、コンタクト義眼
	眼鏡	矯正眼鏡、コンタクトレンズ、 遮光眼鏡、弱視眼鏡（掛けめがね式、焦点調節式）
聴覚障害	補聴器	高度難聴用（ポケット型・耳かけ型）、重度難聴用（ポケット型・耳かけ型）、 耳あな型（レディメイド・オーダーメイド）、骨導式（ポケット型・眼鏡型）、 FM型、特殊補装具
肢体不自由		義手、義足、装具（上肢・下肢・体幹・靴型）、座位保持装置、車椅子、 電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置

利用者負担

補装具費支給制度の利用者負担は、所得等に配慮した負担となっています。

なお、世帯の所得に応じて次の区分の負担上限月額が設定されます。

障害福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等に関わる利用者負担と補装具に係る利用者負担を合算した上で利用者負担の軽減が図られるようになっています。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯（※）	0円
一般	市民税課税世帯	37,200円

（難病の方も一部対象となる種目があります。）

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者（難病の方も含む）	障がいのある方とその配偶者
障がい児（難病の方も含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

また、こうした負担軽減措置を講じても、自己負担をすることにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで自己負担の負担上限月額を引き下げます。

なお、世帯の中に区市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象外となり

ます。

手続

市役所福祉保健部福祉相談課相談支援係で補装具費支給券の交付を受け、補装具製作施設又は製作者に提出し、契約を結びます。なお、補装具の種目により心身障害者福祉センターの判定等が必要な場合があります。18歳未満の場合は、原則として指定自立支援医療機関の担当医師の意見書が必要です。

◆日常生活用具費の支給


障がい者（児）、難病患者等の日常生活を容易にするために、次の用具を給付します。

本人又は配偶者（18歳未満の場合は生計中心者）の区市町村民税の所得割が46万円以上の場合は、対象となりません。

原則1割負担ですが、本人の世帯等の所得状況に応じて上限月額が定められています。

【対象種目等一覧】

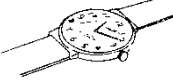

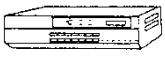
種目	上限金額 耐用年数	対象者	性能
特殊寝台 訓練用ベッド (児童及び難病患者 等に限る。)	 ①162,800円 ②154,000円 ③159,200円 8年	①原則学齢児以上の下肢又は 体幹1・2級 ②難病患者等（寝たきりの状態 にある方） ③難病患者等（下肢又は体幹に 障がいのある方）	腕、脚等の訓練できる用具を付 帯し、頭部や脚部の傾斜角度を 個別に調整できるもの
特殊マット1 (じょくそう 防止用)	 70,000円 5年	①原則3歳以上18歳未満の下 肢又は体幹1・2級 ②18歳以上の下肢又は体幹1 級（常時介護が必要な方）	じょくそう防止又は失禁もし くは損耗を防止するためマッ トにビニール等加工したもの
特殊マット2 (汚染防止用)	 19,600円 5年	①原則3歳以上の愛の手帳 1・2度又は ②18歳以上の精神障害者保健 福祉手帳1級で、 自ら排尿排便の処理が困難な 方	
特殊尿器	 ①87,500円 ②67,000円 5年	①原則学齢児以上の下肢又は 体幹1級で、常時介護が必要 で、寝たきりの方 ②難病患者等（自力で排尿でき ない方）	尿が自動的に吸引されるもの で、障がい者（児）、難病患者 等又は介護者が容易に使用で きるもの
入浴担架	 和式：133,900円 洋式：82,400円 5年	原則3歳以上の下肢又は体幹 1・2級で、入浴に介助を要し、 座位や起き上がりができない 方	担架に乗せたままリフトで入 浴させるもの
体位変換器	15,000円 5年	①原則学齢児以上の下肢又は 体幹1・2級で、下着交換等で	介護者が、障がい者、難病患者 等の体位を変換させるのに容

			<p>他人の介護を必要とし、自力で寝返りができない方</p> <p>②難病患者等（下肢又は体幹に障がいのある方）</p>	易に使用できるもの
移動用リフト		<p>①257,500円</p> <p>②159,000円</p> <p>4年</p>	<p>①原則 3 歳以上の下肢又は体幹 1・2 級で、移乗や立ち上がりができない方</p> <p>②難病患者等（下肢又は体幹機能に障がいのある方）</p>	<p>介護者が障がい者（児）、難病患者等を移動させるために容易に使用できるもの（天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。）</p>
訓練いす		<p>33,100円</p> <p>5年</p>	<p>原則3歳以上18歳未満の下肢又は体幹1・2級</p>	<p>付属のテーブルが付いているもの</p>
浴槽 (湯沸器を含む)		<p>91,000円</p> <p>浴槽のみ：58,300円</p> <p>湯沸器のみ：50,000円</p> <p>8年</p>	<p>下肢又は体幹1・2級</p> <p>グループホーム入居者は対象外</p>	<p>浴槽は実用水量 150ℓ以上のもの。</p> <p>湯沸器は浴槽の性能等に応じたもので、安全性に配慮されたもの</p>
入浴補助用具		<p>90,000円</p> <p>8年</p>	<p>①原則 3 歳以上の下肢又は体幹機能障がいの方で、入浴に介助を要する方</p> <p>②難病患者等（常時介助を要する方）</p>	<p>入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水を補助でき、障がい者（児）、難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの</p>
便器		<p>①16,500円</p> <p>②4,450円</p> <p>③5,400円（便器に手すりを付けた場合）</p> <p>8年</p>	<p>①原則学齢児以上の下肢又は体幹1・2級で、立ち上がりがつかまらないとできない方</p> <p>②③難病患者等（常時介護を要する方）</p>	<p>手すりのついた腰掛式のもの（障がい者（児）、難病患者等が容易に使用できるもの）</p>
頭部保護帽		<p>12,160円</p> <p>3年</p>	<p>①平衡機能・下肢・体幹の方</p> <p>②愛の手帳1・2度の方</p> <p>③てんかん等でひんぱんに転倒し頭部の保護が必要な方（施設入所者も対象）</p>	<p>転倒の衝撃から頭部を保護できるもの</p>
T字杖・棒状の杖		<p>主体が木材 2,200円</p> <p>主体が軽金属 3,000円</p> <p>3年</p>	<p>平衡機能・下肢・体幹の方で必要と認められた方</p>	<p>木製又は軽金属製等で十分な強度を有するもの</p>
移動・移乗支援用具 (歩行支援用具)		<p>60,000円</p> <p>8年</p>	<p>原則 3 歳以上の平衡機能・下肢・体幹の方で、家庭内の移動等で介助を必要とする方又はつかまらなると歩けない方</p>	<p>転倒予防、立ち上がり動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等</p>
特殊便器		<p>①50,000円</p> <p>②③151,200円</p> <p>8年</p>	<p>①原則学齢児以上の愛の手帳1・2度で自ら排便の処理が困難な方</p> <p>②原則学齢児以上の上肢1・2</p>	<p>温水温風を出せるもの（取替えにあたり、住宅改修を伴うものは除く。）</p>

			級で排便の後始末ができない方 ③難病患者等（上肢機能に障がいのある方。グループホーム入居者は対象外）	
火災警報器		31,000 円 8年	①身体障害者手帳1・2級 ②愛の手帳1・2度 ③精神障害者保健福祉手帳1・2級 いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯に限る。（グループホーム入居者は対象外）	室内の火災を煙又は熱により感知し音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの
自動消火器		28,700 円 8年	火災警報器と同様	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火することができるもの
ガス安全システム		42,000 円 8年	火災警報器と同様	警報器からの遮断信号、ガスの異常使用や地震時等に自動的にガスを遮断するもの
電磁調理器		①：41,000 円 ②：①以外 18,000 円 6年	18歳以上の ①視覚1・2級 ②上肢1・2級 ③下肢又は体幹1・2級 ④愛の手帳1・2度 ⑤精神障害者保健福祉手帳1・2級 いずれも障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。（グループホーム入居者は対象外）	障がい者が容易に使用できるもの
歩行時間延長信号機 用小型送信機 (音響案内装置)		1級：51,000 円 2級：7,000 円 10年	原則学齢児以上の視覚1・2級 (ただし、2級は送信機のみに限る。施設入所者も対象)	信号機のある横断歩道を渡る際に青信号時間の延長を行うもので、視覚障がい者が容易に使用できるもの
携帯用信号装置		20,200 円 6年	原則学齢児以上の聴覚又は音声・言語3級以上	送信機による合図が視覚触覚により知覚できるもの
聴覚障がい者用 屋内信号装置		87,400 円 10年	18歳以上の聴覚2級 (聴覚障がいの方のみの世帯及びこれに準じる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯に限る。)	音や音声を光や触覚で知らせるもの

会議用拡聴器		38,200 円 6年	原則学齢児以上の聴覚又は音声・言語4級以上	障がい者が容易に使用できるもの
フラッシュベル		18,000 円 10年	原則学齢児以上の聴覚又は音声・言語3級以上	障がい者が容易に使用できるもの
透析液加温器		72,100 円 5年	原則 3 歳以上の身体障害者手帳を交付された人工透析を必要とする方(自己連続携帯式腹膜灌流法により透析療法を行う方のみ)	透析液を適温に加温かつ保温できるもの
ネブライザー (吸入器)		36,000 円 5年	①原則 3 歳以上の呼吸機能3級以上又は同程度で必要と認められる方 ②難病患者等(呼吸機能に障がいのある方)	障がい者(児)が容易に使用できるもの
電気式たん吸引機		56,400 円 5年	ネブライザー(吸入器)と同様	障がい者(児)、難病患者等が容易に使用できるもの
酸素ポンベ運搬車		18,000 円 10年	18 歳以上の呼吸器機能障がい原則3級以上(医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている方又は本制度による酸素吸入装置の給付を受けた方)	障がい者が容易に使用できるもの
酸素吸入装置		46,400 円 10年	18 歳以上の呼吸器機能障がい原則3級以上(医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けていない者に限る。)	酸素ポンベ、スタンド、吸入マスクを一体とするもの
視覚障がい者用体温計		9,000 円 5年	原則学齢児以上の視覚1・2級視覚障がいの方のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。(グループホーム入居者は対象外)	視覚障がい者が容易に使用できるもの
視覚障がい者用体重計		18,000 円 5年	18 歳以上の視覚1・2級視覚障がいの方のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。(グループホーム入居者は対象外)	視覚障がい者が容易に使用できるもの
空気清浄器		18,000 円 6年	18 歳以上の呼吸3級以上	障がい者が容易に使用できるもの
ルームクーラー		79,000 円 6年	18 歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた脊髄損傷により体温調節機能を喪失した方 医師により、体温調節機能を喪	障がい者が容易に使用できるもの

			失したものと認められる方も含む。(グループホーム入居者は対象外)	
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)		157,500 円 5 年	難病患者等 (人工呼吸器の装着が必要な方)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有しているもの
携帯用会話補助装置		177,800 円 8 年	原則学齢児以上の音声言語又は肢体不自由で音声言語の著しい障がい有し、筆談が困難な方	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有するもの
情報・通信支援用具		100,000 円 6 年	①視覚障がいの方でパソコンを使用し、視覚により文字が読めない方で使用できる方 ②上肢機能障がいや脳性麻痺等で特別な装置が必要な上肢 1 級	障がい者用パーソナルコンピュータの周辺機器及びアプリケーションソフト、読取機、点字ディスプレイ、音声ソフト、特別なマウス、キーボード等
点字ディスプレイ		383,500 円 6 年	18 歳以上の視覚及び聴覚の重複障がい者で、ともに原則 2 級以上で必要と認められる方	文字等のコンピュータの画面情報を点字により示すことができるもの
点字器		〔標準型〕 7 年 A: 32 マス 18 行、両面書真鍮板製 10,400 円 B: 32 マス 18 行、両面書プラスチック製 6,600 円 〔携帯用〕 5 年 A: 32 マス 4 行、片面書アルミニウム製 7,200 円 B: 32 マス 12 行、片面書プラスチック製 1,650 円	6 歳以上の視覚障がいの方で点字を習得しようとする方又は点字の利用が可能な方 (施設入所者及び入院中の方も含む)	価格は全て点筆を含むもの
点字タイプライター		63,100 円 5 年	視覚 1・2 級 (本人が就労もしくは就学している方又は就労の見込まれている方に限る。)	視覚障がい者が容易に操作できるもの
視覚障がい者用ポータブルレコーダー		録音再生機: 85,000 円 専用再生機: 35,000 円 6 年	原則学齢児以上の視覚 1・2 級で、文字を目で読むことが難しい方	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、DAISY 方式による録音並びに当該方式により記録された図書等の再生が可能で、視覚障がい者が容易に使用できるもの
視覚障がい者用活字文書読上げ装置		99,800 円 6 年	原則学齢児以上の視覚 1・2 級	音声等により文書等を読み上げることができるもの
視覚障がい者用拡大読書器		198,000 円 8 年	原則学齢児以上の身体障害者	画像入力装置を印刷物等の上に置くことで簡単に拡大され

			より文字等を読むことが可能になる方	た文字等をモニターに映し出せるもの
視覚障がい者用時計		触読式 10,300 円 音声式 13,300 円 腕時計は1人1台 5年	18 歳以上の視覚1・2級 (腕時計のみ施設入所者及び入院中の方も含む。)	視覚障がい者が容易に使用できるもの
聴覚障がい者用通信装置(ファックス)		40,000 円 5年	原則学齢児以上の聴覚又は音声、言語機能に著しい障がいを有し、意思疎通、緊急連絡等の手段で必要と認められる方(グループホーム入居者は対象外)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの
聴覚障がい者用情報受信装置		88,900 円 6年	聴覚 1～3級 (テレビの視聴に必要と認められる方)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等による通信が可能なもの
人工咽頭 (笛式)		5,000 円 (気管カニューレ付の場合は3,100 円増) 4年	音声・言語機能障がいにより機能を喪失した方	呼気によりゴム等の膜を進藤させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き、構音化するもの
人工咽頭 (電動式)		70,100 円 5年	音声・言語機能障がいにより機能を喪失した方	顎下部等にあてた電動版を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの
点字図書		年間6タイトル以内又は24巻以内 耐用年数なし	6 歳以上の視覚障がいの方	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く
ストマ用装具		消化器系 8,800 円/月 耐用年数なし	直腸機能障がいの方 ただし、ストマの著しい変形又はストマ周辺の著しいびらんのためストマ装具を装着できない方は、基準額の範囲内で紙おむつに替えることができる。 (施設入所者及び入院中の方も含む)	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部解放型のラテックス製又はプラスチックフィルム製収納袋(皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。)
ストマ用装具		尿路系 11,600 円/月 耐用年数なし	ぼうこう機能障がいの方 ただし、ストマの著しい変形又はストマ周辺の著しいびらんのためストマ装具を装着できない方は、基準額の範囲内で紙おむつに替えることができる。 (施設入所者及び入院中の方も含む)	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で、ラテックス製又はプラスチックフィルム製であり、尿処理用のキャップ付のもの(皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。)
紙おむつ等		12,000 円/月 耐用年数なし	3 歳以上の排尿・排便に紙おむつを必要とする次のいずれかに該当する方	

			①脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより四肢に著しい障がいがあり、排尿・排便の意思表示が困難な方（手帳及び手帳用診断書で、脳性麻痺等脳原性運動機能障がいと確認できる方に限る。） ②二分脊椎による排尿・排便機能障がいがある方	
収尿器		男性用：普通 7,700 円 簡易（採尿袋 20 枚 1 組） 5,700 円 女性用：普通 8,500 円 簡易（採尿袋 20 枚 1 組） 5,900 円 1 年	脊椎損傷の方及び二分脊椎等の方（施設入所者及び入院中の方も含む）	【男性用】 採尿器と蓄尿袋で構成 【女性用】 普通型：耐久性ゴム製採尿袋 簡易型：ポリエチレン製採尿袋 道尿ゴム管付
居宅生活動作補助用具（小規模住宅改修）		200,000 円	難病患者等（下肢又は体幹機能に障がいのある方）	難病患者等の移動を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

対象種目等に追加・変更がある場合があります。

申請・問合せ

福祉保健部福祉相談課相談支援係

◆家族介護用品支給事業

重度の障がい者（児）の介護者等に対し、介護用品に係る費用の一部を助成します。

対象者

65 歳未満の方で、東京都重度心身障害者福祉手当条例に定める以下のいずれかに該当している方

①重度の知的障害であり、日常生活に常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状のある方

②重度の知的障害であり、身体の障害の程度が次のいずれかに該当している方

ア) 両眼の視力の和が 0.04 以下

イ) 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上

ウ) 両上肢の機能に著しい障害がある

エ) 一上肢の機能を全廃している

オ) 両下肢の機能に著しい障害がある

カ) 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難

キ) 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される

ク) アからキに掲げる程度以上の身体障害がある

③重度の肢体不自由であり、両上肢及び両下肢の機能が失われ、座っていることが困難な程度の方

給付内容

①上記対象者のうち、東京都重度心身障害者福祉手当を受給していない市民税非課税の方

1 か月 8,300 円

②上記対象者のうち、給付内容①に該当しない方 1 か月 5,000 円

申請・問合せ

福祉保健部高齢障がい課障がい者支援係

◆難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の認定基準に該当しない難聴児に対し、補聴器の購入に要する費用を助成します。

対象者

市内に住所を有する 18 歳未満の方で、次の全てに該当する方

- ①両耳の平均聴力がおおむね 30 デシベル以上の方
- ②身体障害者手帳の認定基準に該当しない方

※難聴児の属する世帯に区市町村民税所得割額が 46 万円以上の方がいる場合は、助成の対象となりません。

助成額

片耳の場合：137,000 円（上限額）

両耳の場合：274,000 円（上限額）

原則、装用効果の高い側の片耳分 1 台の助成です。ただし、教育上、生活上等特に必要があると認められた場合は、両耳分 2 台を助成対象とすることができます。

いずれの場合も、上限額に満たない場合は、購入に要した費用が助成額となります。

申請・問合せ

福祉保健部高齢障がい課障がい者支援係

◆車いすの貸出し

自力での歩行が困難な方に、一定期間車いすの貸出しを行っています。

対象者

市内に住所を有する、自力での歩行が困難な方で、次のいずれかに該当する方

- ①自己の車いすが故障し、修理する間に代替車がない方
- ②自己の車いすを購入するまでの間、緊急に必要なが生じた方
- ③日常車いすを使用していないが、病院に通院したり、短期間の旅行等で使用する方

期間

原則として 2 週間（ただし、やむを得ない場合は 2 週間を限度に 1 回限り延長ができます。）

費用

無料

申請・問合せ

福祉保健部地域福祉課地域福祉係

◆青い鳥郵便葉書の無償配布

重度の身体障がい者及び重度の知的障がい者で、受付期間内にご希望いただいた方に、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便葉書 20 枚を封入した青い鳥郵便葉書を無償で配布します。

対象者

身体障害者手帳 1・2 級の方、又は愛の手帳 1・2 度の方

受付期間

例年 4 から 5 月頃まで

申請・問合せ

簡易郵便局を除く最寄の郵便局

◆都営住宅の募集

住宅に困っている収入の少ない方に対し低額な家賃でお貸しする住宅です。

募集期間など決まり次第、広報「東京都」、東京都住宅供給公社のホームページでお知らせしています。

対象者

各募集期間によって資格が異なります。お申込み時には必ず詳細をご確認ください。

募集期間（予定）

毎年5・8・11・2月上旬

問合せ

東京都住宅供給公社都営住宅募集センター

〒150-8322 渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山3階

電話 3498-8894（代表）

午前9時から午後6時まで（正午から午後1時まで、土日・祝日を除く）

◆身体障害者運転能力開発訓練センター

18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方が自動車運転免許を取得して、就職しようとする場合、厚生労働省の委託により身体障害者運転能力開発訓練センターで所定の教習料が無料（ただし、検定料等約35,000円は自己負担となります。）で運転教習を受けられます。

対象者

次のすべてに当てはまる方

- ①公共職業安定所に求職登録してある方
- ②運転免許試験場での運転適性審査に合格した方
- ③身体障害者運転能力開発センターが入所を認めた方

入所日

1、4、7、10月の初めです。申し込み締め切りは前月15日まで
訓練期間は3か月です。

申請・問合せ

財団法人東厚生会 身体障害者運転能力開発訓練センター 通称：東園（あずまえん）

〒352-0023 埼玉県新座市堀ノ内2-1-46

電話 048-481-2711 FAX 048-481-6578 月曜日定休

◆自動車運転免許取得費の助成

心身に障害のある方が、日常生活の利便性の向上や生活圏の拡大のために自動車の運転教習を受ける場合に、その経費の一部を助成します。

対象者

以下のいずれにも該当する方

- ①市内に引き続き3か月以上住所を有する方
- ②道路交通法施行規則に規定する適正試験に合格した方で次のア) 又はイ) に該当する方
ア) 3級以上の身体障害者手帳をお持ちの方（内部機能障がいの方は4級以上、下肢又は体幹機能

障がいの方は5級以上で歩行が困難な方)

イ) 4度以上の愛の手帳をお持ちの方

③道路交通法に規定する運転免許試験の受給資格を有する方

④前年の所得税の年額が400,000円以下の方

助成対象と金額

〔対象〕事業の対象は、以下の経費のうち、入所料、技能及び学科教習料並びに教材費に相当する経費

①道路交通法に規定する第1種普通自動車運転免許の取得に要する経費

②道路交通法施行規則に規定する限定解除で、排気量の限定解除に要する経費

〔金額〕①に該当する費用 かつ経費の3分の2 ただし、前年の所得税額に応じて最大164,800円まで

②に該当する費用 かつ経費の全額 ただし、20,600円まで

申請・問合せ

福祉保健部高齢障がい課障がい者支援係

◆身体障がい者用自動車改造費の助成

重度の障がいがある方が、就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用を助成します。

対象者

以下のいずれにも該当する方

①市内に居住する18歳以上の方

②上肢、下肢、体幹機能障害等で1、2級の身体障害者手帳をお持ちの方

③自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある方

④当該世帯の前年度所得税額が1,500,000円以下の方

助成対象と金額

〔対象〕 操向装置・駆動装置の改造に要する費用

〔金額〕 133,900円まで

申請・問合せ

福祉保健部高齢障がい課障がい者支援係

◆印刷物が読みにくい方、来館が困難な方への読書支援(利用支援サービス)

中央図書館では、次のような方々に読書支援を行っています。

○印刷物を読むことがむずかしい方

○来館がむずかしい方

利用支援サービスをご利用になりたい方は、中央図書館にご相談ください。

登録・問い合わせ

教育部図書館 電話 3488-4414 まずは登録を

図書館の利用登録と利用支援サービスの登録が必要となります。登録の際、担当者よりどのようなサービスをご利用になりたいか等をお伺いしております。ご本人が来館できない場合は、代理の方による登録も可能ですので、お気軽にご相談ください。

印刷物を読むことがむずかしい方へのサービス

【録音資料の貸出し】

本などの印刷物に書かれている内容を音声で読み上げる「録音資料」を貸出しています。中央図書館に所蔵のない録音資料は、中央図書館に登録のある利用支援サービス協力員が製作し、貸出しています。また、録音資料の製作以外にも、他自治体や点字図書館から借用して貸出しを行っています。視覚に障がいのある方に限らず、本を持ち、ページをめくることが難しい寝たきりの方などもご利用になれます。貸出・返却は郵送（視覚障がい者の場合は、特定録音物等郵便の扱いで無料）または宅配サービスをご利用ください。

資料形態：DAISY（デイジー）・カセットテープ

1 回に借りられる貸出数：5 タイトルまで

貸出期間：30 日以内

【録音資料を再生するための機器の貸出し】

デジタル録音した録音資料（DAISY）を再生するための機器（プレクストーク）を貸出します。使い方の説明も行います。

貸出機器：PTN-1、PTN-2、PTR-2 PTN-2

貸出期間：30 日以内

【点字資料の貸出し】

点字で製作された「点字資料」を、他自治体や点字図書館から借用して貸出しています。貸出・返却は郵送（視覚障がい者の場合は、点字郵便物の扱いで無料）または、宅配サービスをご利用ください。

1 回に借りられる貸出数：5 タイトルまで

貸出期間：30 日以内

【対面朗読】

ご希望の本や新聞、雑誌、お手持ちの資料などを利用者と対面する形で利用支援サービス協力員が読むサービスです。利用者が知りたい部分だけを読むことや、同じ箇所を繰り返し読むことなど、ご希望に合わせた朗読が可能です。利用支援サービス協力員は、音訳講習会を受講し、専門技術を取得している方々です。なお、利用者の読書情報などの秘密は守られます。

場所：主に中央図書館内

利用時間：開館日の午前 10 時～午後 5 時まで 1 回につき最大 2 時間まで

予約方法：希望日の 3 日前までに電話などでご連絡ください。

来館がむずかしい方へのサービス

【宅配サービス】

歩行がむずかしい、寝たきり、家族の看病・介護のため外出ができない方、妊娠や出産、ケガなどによって、医療関係者から安静を指示されているなど、来館することがむずかしい方に、図書館職員が資料を粕江市内のご希望の場所へ直接お届けします。録音資料、点字資料も宅配サービスの対象です。

利用時間：原則、火曜日、土曜日の午前 10 時～午後 5 時

利用支援サービスの登録をせずに利用できる読書支援資料や機器

【大活字本】

高齢者の方や視力が弱い方向けに文字の大きさや行間を調整した本

【バリアフリー資料】

布の絵本・点訳絵本・さわる絵本

【拡大読書器】

モニターに文字などを拡大して表示する機器。ご利用については、図書館職員にお申し出ください。

【簡易筆談器】

聴覚に障がいがある方や、発声・発語がしづらい方などのために、簡易筆談器を用意しています。

その他

布の絵本の製作・貸出、協力員の養成、高齢者施設への図書の貸出しなどを実施しています。

◆声の広報

市内のボランティアグループの協力により、広報「こまえ」などの内容を録音したテープの貸出しを行っています。

対象者

身体障害者手帳をお持ちの視覚障がい者

内容

録音図書を郵送で発送し、その後回収します。

問合せ

狛江市市民活動支援センターこまえくぼ 1234
〒201-0003 狛江市和泉本町 1-2-34
電話 5761-5556 FAX 5761-5033

◆広報東京都、都議会だよりの点字・テープ版

視覚障がいの方に都の広報や都議会の情報を点字やテープでお届けしています。

対象者

都内在住の視覚障がい者

内容

都の施策やお知らせなどの都政情報を掲載し、毎月1日に発行しています。
ご希望の方に、点字版又はテープ版のどちらかを無料でお届けします。

費用

無料

問合せ

東京都生活文化局広報広聴部広報課
〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1
電話 5388-3093 FAX 5388-1329

◆点字即時情報ネットワーク事業（点字 JB ニュース）

月から金曜日の間、新聞等から福祉関係の記事を抜粋し、希望者に配布しています。メールや電話ナビゲーションシステムによる音声提供も行っています。

対象者

購読を希望する方

問合せ

社団法人 東京都盲人福祉協会
〒169-0075 新宿区高田馬場 1-9-23

電話 3208-9001 FAX 3208-9005

月から土曜日 午前9時から午後5時まで（日曜・祝祭日・年末年始を除く）

電話ナビゲーションシステム専用 03-5287-6601・6602

◆希望点訳・個人朗読（プライベートサービス）

都内に在住、在勤、在学の方に、点字図書の蔵書がない教養図書を点訳又は、朗読するサービスを行っています。

対象者

都内に在住、在勤、在学の視覚障がいの方

内容

自分で用意した教養図書の点訳・朗読を行います。

希望に応じて点訳したものは点字用紙、FD、データ送信を行い、朗読したものはデジ版（CD図書）でお渡しします。

費用

無料。ただし、お渡しする形態（点字用紙、CDなど）に応じて、材料費は実費となります。

申請・問合せ

日本点字図書館 図書情報課プライベートサービス担当

〒169-8586 新宿区高田馬場 1-23-4

電話 3209-2442 IP電話 050-3803-6891 FAX 3209-2431

◆専門対面リーディングサービス

お手持ちの専門図書や資料を対面でお読みするサービスです。

対象者

日本点字図書館に登録し、来館できる視覚障がいの方

内容

視覚障がいの方が持参した専門図書や資料を、専門知識のある登録ボランティアが対面で朗読します。

※個人あての手紙などのプライバシーに関わる資料は対象外となります。

利用時間

午前9時30分から午後4時30分まで 原則1回2時間まで

予約制となりますので、当館休館日を除いた3日前までにご予約ください。

（日・月曜日、夏期休業期間、年末年始休業期間を除く）

申請・問合せ

日本点字図書館図書情報課専門対面リーディング担当

電話 3209-2442 IP電話 050-3803-6891 FAX 3209-2431

◆携帯メール110番・119番通報

聴覚や音声・言語に障がいのある方が110番・119番通報を携帯電話から文字によって行うことができます。

対象者

聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者

内容

<110 番通報>

「<http://mpd110.jp>」に携帯電話でアクセスし、必要情報を入れることで110番通報に繋がります。

※通報の練習については「<http://mpd110.jp/tr>」をご利用ください。

また、いたずらにアクセスをした場合は、犯罪となり事件として捜査されます。

<119 番通報>

「<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/mob>」に携帯電話でアクセスし、利用登録を行います。

問合せ

【110 番通報】

警視庁 通信指令本部 指令計画第一係

電話 3581-4321 (代表)

【119 番通報】

東京消防庁 防災部 防災安全課 防災福祉係

相談用Eメール tfinfo@tfd.metro.tokyo.jp

〒201-0003 狛江市和泉本町 1-23-10

狛江消防署 3480-0119

◆字幕つきビデオ・DVDの貸出し

字幕つきのビデオやDVDの貸出しを行っています。

対象者

聴覚障害の有無に関係なく、どなたでも利用できますが、作品ごとに利用者区分を設けています。

①聴覚障がい者(児)…身体障害者手帳をお持ちの方

②難聴者(児)、中途失聴者(児)…身体障害者手帳はをお持ちでない補聴器や人工内耳を常用されている方

③聴者

※①の方は全ての作品をご利用できますが、②、③の方は利用できるものとできないものがあります。

詳しくはお問い合わせください。

内容

映画やテレビ番組などに字幕を入れたビデオ・DVDを製作して、貸出しを行っています。1人1回につき3本まで借りることができます。

費用

無料。ただし、郵送の場合で返却送料は自己負担です。(来館の場合はかかりません。)

申請・問合せ

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター

〒153-0053 目黒区五本木 1-8-3

電話 6833-5001 FAX 6833-5000

Eメール 【映像ライブラリーの貸出し】 video@jyoubun-center.or.jp

【その他全般に係る問い合わせ】 iccd@jyoubun-center.or.jp

◆聴覚障がい者コミュニケーション機器の貸出し

聴覚障がいのある方が健聴者との意思疎通や、社会活動についての知識習得のために必要なときに、機器の貸出しを行っています。

対象者

- ①都内在住の身体障害者手帳を所持している聴覚障がい者とその保護者
- ②都内の聴覚障がい者団体等

貸出機器

オーバーヘッドプロジェクター（オーバーヘッドカメラを含む。）
磁気ループ
ビデオプロジェクター

費用

無料（ただし、運搬費用等は自己負担）

貸出期間

10日以内

申請・問合せ

東京都手話通訳等派遣センター
〒160-0022 新宿区新宿 2-3-12 グレイスビル 7F
電話 3352-3335 FAX 3354-6868

◆手話通訳者・要約筆記者の派遣（意思疎通支援事業）

聴覚障がい者等の利用の形に応じて、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。
申請受付は、個人・団体・専門の場合で異なります。

対象者

聴覚、音声・言語機能による身体障害者手帳所持者

費用

無料

制限

次の場合は利用することができません。

- ①営業活動に関する事
- ②政治・政党活動に関する事
- ③宗教活動に関する事
- ④通勤・通学等の恒常的な活動に関する事

申請・問合せ

- ①日常的な社会参加の場合（個人）
狛江市社会福祉協議会
電話 3488-0294 FAX 3488-0787（申込専用）
Eメール jumin-s@komae-shakyo.or.jp
- ②団体が実施する事業の場合
福祉保健部高齢障がい課障がい者支援係
- ③法律行為や高度な医療行為などの専門知識が必要な場合

東京都手話通訳等派遣センター

電話 3352-3335 FAX 3354-6868

Eメール 手話通訳 haken@tokyo-shuwacenter.or.jp

要約筆記 youyaku@tokyo-shuwacenter.or.jp

◆補助犬の給付

身体に障がいのある方に対し、補助犬の給付を行います。

対象者

次の①から⑦のいずれにも該当する方

①盲導犬・・・視覚障害1級の方

介助犬・・・肢体不自由1・2級の方

聴導犬・・・聴覚障害2級の方

②都内におおむね1年以上居住していること。

③所定の宿泊訓練を受け、補助犬の飼育ができること

④自宅以外の場合は、補助犬の飼育について家屋の所有者、管理者の承諾が得られること

⑤世帯の所得税額が平均77,000円未満であること。

⑥所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること。

⑦社会生活への参加に効果があると認められること。

費用

無料（ただし、飼育にかかる費用は自己負担です）

委託先

盲導犬の育成と視覚障がい者の歩行訓練の委託を次の2つの協会に委託しています。

①アイトメイト協会

〒177-0051 練馬区関町北5-8-7

電話 3920-6162

②日本盲導犬協会

〒223-0056 横浜市港北区新吉田町6001-9

電話 045-590-1595

申請・問合せ

福祉保健部福祉相談課相談支援係

◆あんしん狛江（地域権利擁護事業）

心身に障がいのある方や高齢の方が安心して地域生活を送ることができるよう、「あんしん狛江（狛江市社会福祉協議会）」が、必要な福祉サービスの利用の手続きや契約を結びお手伝いをしたり、日常的な金銭の管理を有償で行っています。

対象者

市内に居住し、次のいずれかに該当する方

①知的障害、精神障害、認知症、物忘れが多いなどによる判断能力が十分でない方

②身体障害、高齢による支援の必要な方

内容・利用料金

次の2つの事業を行っています。

①福祉サービス総合相談（福祉サービス総合支援事業）

福祉サービスの利用や、苦情、成年後見制度の利用についての各種ご相談を行っています。

また、弁護士による法律相談（福祉相談）も受けることができます。（要予約）

料金はどちらも無料でを行っています。

②福祉サービス利用援助（地域福祉権利擁護事業）

次のような業務を行っています。相談は無料で行っていますが、サービスについては、内容と時間に応じて、下表の料金がかかります。

①福祉サービス利用援助：福祉サービスに関する相談、申請や契約の支援を行いません。

②日常生活支援サービス：郵便物の確認、各種届出など日常生活に必要な事務手続きを支援します。

③日常的金銭管理：通帳のお預かりや預貯金の引き出し、公共料金の支払いなどを行います。

④書類などの預かり：通帳、実印、年金証書、保険証書、権利書、契約書などをお預かりします。

内容		利用料
福祉サービス利用援助		30分まで 750円 以後30分ごと 600円
日常生活支援サービス		
日常的金銭管理	通帳を本人が持つ場合	1時間まで 3,000円 以後30分ごと 600円
	通帳をあんしん粕江が預かる場合	
書類などの預かり		1か月 1,000円

※生活支援員がご自宅等にてご本人とお会いしてから、援助を終了して場所を離れるまでの時間です。

申請・問合せ

あんしん粕江（粕江市社会福祉協議会内）

電話 3488-5603 FAX 3430-9779

◆成年後見制度利用支援事業

判断能力の低下により、自らの財産の管理や日常生活を営むことが困難になっている方を法的に保護し、支える成年後見制度の利用にかかる費用の一部を負担します。

対象者

成年後見制度の利用を考えている本人、家族、その関係者

内容

次の2つの制度があります。

①市長申立て制度

成年後見制度利用が必要な方のうち、身寄りがない、資産などが少ない等の理由で申立てが難しい方に対し、市長が申立人となる制度です。

②成年後見人等報酬費助成制度

障害福祉サービスが必要な重度の知的障がい者及び精神障がい者のうち、成年後見制度を利用しなければ福祉サービスを受けることが困難で、かつ経済的に成年後見人等への報酬の支払いが困難な方に対して、その費用の一部を助成する制度です。成年被後見人の状態に応じて、上限額が設けられています。

費用

無料

申請・問合せ

福祉保健部地域福祉課地域福祉係

◆郵便等による不在者投票

身体に重い障がいがあり、投票所に行くことが困難な方は、郵送等（郵便と信書便）により自宅で投票することができます。

対象者

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている選挙人で、次のような障がいのある方（○印の該当者）または、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています。

身体障害者手帳	障がい名	障がいの程度			戦傷病者手帳	障がい名	障がいの程度				介護保険の被保険者証	要介護状態区分
		1級	2級	3級			特別項症	第1項症	第2項症	第3項症		
	両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○	△		両下肢、体幹の障がい	○	○	○	△		要介護5
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	—	○		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	○	○	○	○		
	免疫、肝臓の障がい	○	○	○								

郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、かつ自ら投票の記載をすることができない者として定められた次のような障がいのある方（○印の該当者）は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会に届け出た方（選挙権を有する方に限る）に投票に関する記載をさせることができます。

身体障害者手帳	障がい名	障がいの程度			戦傷病者手帳	障がい名	障がいの程度		
		1級					特別項症	第1項症	第2項症
	上肢、視覚の障がい	○				上肢、視覚の障がい	○	○	○

※上肢、視覚の障がい1級、特別項症、第1項症、第2項症であっても、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人の手続（上記参照）を行っていない場合は、代理記載制度による郵便等投票を行うことはできません。

問合せ

選挙管理委員会事務局

◆視覚障がいのある納税義務者に対する点字サービス

東京都主税局では、目の不自由な人のために、納税通知書送付時に税額等を点字印刷したお知らせを同封します。

対象税目

自動車税、個人事業税…都内全域

固定資産税・都市計画税…23区内

通知内容

- ①税金の種類
- ②納税義務者氏名
- ③納税通知書番号
- ④納期限
- ⑤税額
- ⑥問合先

を点字で表示した用紙を、通常の納税通知書に同封する。また、封筒には、点字で「〇〇〇税納税通知書在中」と表示したシールを貼付する。

申込方法

担当課に直接電話で申し込む。

担当課

東京都主税局総務部総務課

電話 5388-2924

医療

◆心身障害者（児）医療費の助成（マル障）

助成対象

国民健康保険の被保険者及び健康保険など各種医療保険の被保険者又は被扶養者で、以下に該当する方。

①身体障害者手帳1級・2級の方

（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能障害の内部障がい者は3級の方も含む。）

②愛の手帳1度・2度の方

なお、生活保護を受けている方、65歳以上になって初めて①、②に該当することになった方等は対象となりません。

所得制限

本人（20歳未満の方については、その方が加入している社会保険の被保険者、国民健康保険については世帯主又は組合員等）の所得が所得制限額以下の方を対象とします。

助成範囲

国民健康保険や健康保険などの各種医療保険の自己負担分から後期高齢者医療制度に準じた一部負担金を差し引いた額を助成します（医療機関の窓口では、後期高齢者医療制度に準じた一部負担金を支払います。ただし、住民税非課税の方は、入院時食事療養・生活療養標準負担額のみ負担）。

一部負担金相当額（概要）		
自己負担割合	外来（個人ごと）	入院（世帯ごと）
1割	上限 12,000 円/月	上限 44,400 円/月

助成方法

保険を扱う医療機関で保険証とマル障受給者証を提示して受診します。ただし、都外の医療機関で診察を受ける場合、都と契約している医療機関以外では、マル障受給者証を使用できないので、医療保険の自己負担分を医療機関等の窓口で支払って領収書を受け取り、後で市担当課に申請します。

申請・問合せ

福祉保健部高齢障がい課障がい者支援係

◆自立支援医療（精神通院医療）

対象

精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方

所得制限

区市町村民税（所得割）が23万5千円以上の世帯の方は原則対象外ですが、「重度かつ継続」の障がい者に該当する場合は、平成30年3月まで経過的特例により対象となります。

給付内容

精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して入院しないで行われる医療に係る費用について、各種医療保険等と公費で負担します。

利用者負担

医療費の原則1割。世帯の所得水準等に応じて、負担上限額があります。区市町村民税非課税世帯の

方のうち社会保険加入者、後期高齢者医療制度対象者又は国民健康保険組合の被保険者については、都独自の医療費助成制度により、自己負担分を全額助成します。

また、都内区市町村国民健康保険加入者については、それぞれの国民健康保険より助成を行います。

申請・問合せ

福祉保健部福祉相談課相談支援係

◆自立支援医療（更生医療）

対象

身体障害者手帳を持っている 18 歳以上の方

所得制限

区市町村民税（所得割）が 23 万 5 千円以上の世帯の方は原則対象外ですが、「重度かつ継続」の障がいにかつ該当する場合は、平成 30 年 3 月末まで経過的特例により対象となります。

給付内容

障がいの除去又は軽減が見込まれるなど当該障がいに対して確実な治療効果が期待される医療に係る費用について、各種医療保険等と公費で負担します。

利用者負担

医療費の原則 1 割及び入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）。世帯の所得水準等に応じて、負担上限額があります。

申請・問合せ

福祉保健部福祉相談課相談支援係

◆自立支援医療（育成医療）

対象

18 歳未満で、以下の疾病治療のため手術等を必要とし、確実な治療効果が期待される児童

- ①視覚障害
- ②聴覚・平衡機能障害
- ③音声・言語・そしゃく機能障害
- ④肢体不自由
- ⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸又は肝臓機能障害
- ⑥その他の先天性内臓機能障害
- ⑦免疫機能障害

支給内容

身体に障がいのある児童が、指定自立支援医療機関において、早い時期に治療を始め、将来生活していくために必要な能力を得るために必要な手術等の医療を支給します（医療保険の自己負担分。ただし、医療費の 1 割の自己負担あり。）。

なお、原則、世帯の住民税額（所得割）が 23 万 5 千円未満であること。

申請・問合せ

福祉保健部高齢障がい課障がい者支援係

◆小児慢性特定疾病の医療費助成

対象

18歳未満の児童で、次の病気にかかっており、病状が認定基準を満たす方。

ただし、18歳に達した時点で助成を受けていて、なお引き続き医療を受ける場合がある場合は、20歳に達するまで延長することができます。

- ①悪性新生物
- ②慢性腎疾患
- ③慢性呼吸器疾患
- ④慢性心疾患（手術については原則として育成医療の給付対象）
- ⑤内分泌疾患
- ⑥膠原病
- ⑦糖尿病
- ⑧先天性代謝異常
- ⑨血液疾患
- ⑩免疫疾患
- ⑪神経・筋疾患
- ⑫慢性消化器疾患
- ⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
- ⑭皮膚疾患

助成内容

医療保険の自己負担分（所得に応じた自己負担あり）

申請・問合せ

福祉保健部高齢障がい課障がい者支援係

◆小児精神障害者入院医療費助成

対象

精神疾患のため精神科病床で入院治療を必要とする18歳未満の方

入院治療を継続している場合のみ、20歳の誕生月の末日まで延長が可能。

助成内容

精神科病床における入院医療費について、高額療養費の支給を受けた上での自己負担分を助成します。ただし、入院時食費療養費（標準負担額相当）は自己負担

申請・問合せ

福祉保健部福祉相談課相談支援係

◆難病医療費等助成

対象

特定医療費助成制度及び東京都難病医療費助成制度の対象疾病にかかっている方

助成範囲

対象疾病にかかる医療において、病院、診療所、薬局などで診療や薬剤などを受けた場合及び介護保

険の医療系サービスを受けた場合に自己負担分の一部

申請・問合せ

福祉保健部高齢障がい課障がい者支援係

◆B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度

対象

都内に住所があり、東京都が指定する肝臓専門医療機関でB型・C型肝炎のインターフェロン治療を要すると診断された方、B型肝炎で核酸アナログ製剤治療を要すると診断された方及びC型肝炎のインターフェロンフリー治療を要すると診断された方

助成内容

B型・C型肝炎のインターフェロン治療、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療、C型肝炎のインターフェロンフリー治療に係る保険診療の患者負担額から、患者一部負担を除いた額を助成します（健康保険から支給される高額療養費等は助成額に含まれない。）。

申請・問合せ

福祉保健部高齢障がい課障がい者支援係

◆特定疾病療養受療証制度（マル長）

保険加入者で、特定の疾病にかかっている方の医療費の助成を行います。

対象

国民健康保険、社会保険、後期高齢者医療制度に加入している次のいずれかに該当する方

- ①人工じん臓を実施している慢性腎不全の方
- ②血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害
- ③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）

申請・問合せ

国民健康保険の方……福祉保健部保険年金課国民健康保険係

後期高齢者医療の方……福祉保健部保険年金課医療年金係

その他の健康保険の方…各社会保険の窓口へお問い合わせください。

◆養育医療の給付

対象

次のいずれかに該当する未熟児であって、入院して養育を受ける必要があると医師が認めた方

- ①出生時の体重が2,000g以下の乳児
- ②生活力が特に弱く一定の症状を示す乳児

給付内容

未熟児を指定養育医療機関に入院させ、養育に必要な医療を給付（医療保険の指定養育医療機関に入院させ、養育に必要な医療のうち、医療保険の自己負担分の一部を給付します。）

申請・問合せ

福祉保健部健康推進課健康推進係

◆乳幼児医療費の助成（マル乳）

未就学児にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担分を助成します。

対象

市内に住所があり、健康保険に加入している未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日まで）を養育している方（※所得制限なし）

制限

次のいずれかに該当する場合は、助成を受けることができません。

- ①乳幼児が児童福祉施設等に「措置」により入所している場合
（通所により施設を利用している場合、利用契約入所の場合を除く。）
- ②乳幼児が里親に委託されている場合
- ③乳幼児が小規模住居型養育事業を行う者に委託されている場合
- ④乳幼児が生活保護を受けている場合

申請・問合せ

児童青少年部子育て支援課手当助成係

◆義務教育就学児医療費の助成（マル子）

小・中学生にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担分の一部を助成します。

対象

市内に住所があり、健康保険に加入している小・中学生（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）を養育している方（※所得制限あり）

助成内容

次の場合の自己負担額を除いた金額を助成します。

- | | |
|--------------|-----------|
| （入院・調剤・訪問看護） | 0円 |
| （通院） | 1回あたり200円 |

制限

次のいずれかに該当する場合は、助成を受けることができません。

- ①児童が児童福祉施設等に「措置」により入所している場合
（通所により施設を利用している場合、利用契約入所の場合を除く。）
- ②児童が里親に委託されている場合
- ③児童が小規模住居型養育事業を行う者に委託されている場合
- ④児童が生活保護を受けている場合
- ⑤対象者の所得が基準額を超えている場合

申請・問合せ

児童青少年部子育て支援課手当助成係

◆ひとり親家庭等医療費の助成（マル親）

ひとり親の家庭等の児童にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担の一部を助成します。

対象

市内に住所があり、健康保険に加入している方で、次のいずれかに該当する18歳まで（一部20歳

未満までを含む) 児童及び児童を監護している方

- ①父又は母が離婚又は婚姻を解消した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が重度の障がい有する児童
- ④父又は母が生死不明である児童
- ⑤父又は母に1年以上遺棄されている児童
- ⑥父又は母が保護命令を受けた児童
- ⑦父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧婚姻によらないで生まれた児童

制限

次のいずれかに該当する場合は、助成を受けることができません。

- ①国民健康保険や社会保険等に加入していない場合
 - ②生活保護を受けている場合
 - ③児童が児童福祉施設等(通園施設等を除く)に入所している場合
 - ④児童が里親に委託されている場合
 - ⑤児童が父母と生計を同じくしている場合(父又は母が障害の場合は除く)
 - ⑥児童が父又は母の配偶者(事実上の婚姻関係(内縁関係など)を含む)に養育されている場合
- ※事実上の婚姻関係: 同じ住所に異性の住民登録がある場合、住民登録がなくても同じ居所に異性が住んでいる場合等

申請・問合せ

児童青少年部子育て支援課手当助成係

◆大気汚染に係る健康障害者の医療費助成

対象

都内に引き続き1年(3歳に満たない乳幼児は6か月)以上住んでいる18歳未満の方(18歳の誕生日が属する月の末日までの間にある方を含む。)で以下のすべてに該当する方。

- (1) 次の病気及びその続発症にかかっている方
 - ①気管支ぜん息②慢性気管支炎③ぜん息性気管支炎④肺気腫
- (2) 健康保険等に加入している方
- (3) 喫煙しない方

※現在認定を受けて有効な医療券をお持ちの方で、生年月日が平成9年4月1日以前の方は、更新申請のみ可能。

助成範囲

認定された病気について病院、診療所、薬局などで診療、薬剤の支給などを受けた場合の保険診療の自己負担相当額(入院時の食事療養・生活療養標準負担額を除く。)

申請・問合せ

福祉保健部高齢障がい課障がい者支援係

訓練・教育

◆音声機能障がい者発声訓練

対象者

病気などで咽頭を摘出し、音声機能を失った方

内容

食道発声訓練、人工咽頭又は電気発声器による発声訓練など

費用

無料（一部補助教材有料）

申請・問合せ

銀鈴会

〒105-0004 港区新橋5-7-13 ビュロー新橋901

電話 3436-2310 FAX 3436-2329

◆オストメイト社会適応訓練

対象者

人工肛門又は人工ぼうこうを永久に造設した方

内容

ストマの衛生管理、ストマ用装具の装着訓練などを講習会形式で実施

費用

無料（ただし、テキスト代等は受講者負担）

申請・問合せ

日本オストミー協会東京支部

〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-45-5 新宿永谷ビル603

電話・FAX 5272-3550

◆特別な支援を必要とする子どもの就学相談

特別支援教室（全小中学校、中学校は東京都モデル事業）

通常の学級の学習や生活におおむね参加でき、集団行動が苦手だったり、学習の一部につまずきがあったりするお子さんが対象です。

自校に設置した教室で週に1～4時間程度、個別指導や小集団指導など、それぞれのお子さんに応じた支援を受けます。拠点校の教員が巡回指導します。

学籍は通常学級に置き、通級日は出席日数に数えます。

毎年度末に、終了判定が実施されます。年度途中で退級申請を提出することもできます。

固定級（特別支援学級）

基本的なことばの交流や身辺処理はできるが、学習面や生活面で特別な支援が必要なお子さんが対象です。

それぞれのお子さんに応じた教育計画を立て、個別指導や集団指導を活用し、自立を目指します。

学籍は特別支援学級に置きます。

特別支援教室拠点校

	小学校			中学校
学校名	狛江第三小学校	和泉小学校	緑野小学校	狛江第二中学校
教室名	ひまわり教室	けやき教室	ふたば教室	くすのき学級
所在地	猪方1-11-1	中和泉3-33-1	和泉本町4-3-1	猪方2-7-1
電話(直通)	3480-9001	3480-3895	3489-0363	3480-9922
巡回校	狛江第六小学校 ひまわり教室	狛江第一小学校 けやき教室	狛江第五小学校 ふたば教室	一中、三中、四中

固定級

	小学校		中学校	
学校名	狛江第一小学校	緑野小学校	狛江第一中学校	
学級名	いずみ学級	えのき学級	1組	2組(休級中)
所在地	和泉本町1-37-1	和泉本町4-3-1	和泉本町2-15-1	和泉本町2-15-1
電話(学校代表)	3480-0241~2	3489-5418~9	3480-0121~2	3480-0121~2
学区域	一小・三小・六小 ※和泉小	五小・緑野小 ※和泉小	全域	全域

※和泉小	いずみ学級	中和泉2・3丁目・4丁目1~23番・5丁目1~16番、元和泉2・3丁目、東和泉4丁目
	えのき学級	西和泉1・2丁目、中和泉4丁目24~25番・5丁目17~43番

申請・問合せ

教育部学校教育課学務保健係

◆社会教育**視覚障がい者対象**

内容は、①晴眼者とともに学ぶ視覚障がい者教養講座(年11回)②音楽教室(年11回)。会場は障がい者福祉会館等。

聴覚障がい者対象

内容は、①社会教養講座(昼の部)(年8回)②社会教養講座(夜の部)(年8回)③文章教室(年36回)④コミュニケーション教室(年9回)。会場は、障がい者福祉会館等。

障がい者地域交流集会

都内在住の障がい者及び地域の住民を対象。内容は盆踊り、コーラス、バンド演奏など。都立特別支援学校等を会場とした35地区程度で、夏季を中心に実施。

参加費

無料。

申請・問合せ

都教育庁地域教育支援部障害学習課

電話 5320-6857 FAX 5388-1734

◆視覚障がい者等のための対面音訳・録音及び点訳図書製作サービス

対象者

都内在住在学在勤の視覚障がい者等

事業内容

- ①対面音訳
- ②録音図書・点字図書の製作（原則として所蔵資料）
- ③録音図書・点字図書の貸出し
- ④音声付きパソコン及び音声拡大読書器による資料読み上げ

利用は登録制

費用

無料

申請・問合せ

都立中央図書館視覚障害者サービス担当

〒106-8575 港区南麻布 5-7-13

電話 3442-8451 内線 3111

都立多摩図書館視覚障害者サービス担当

〒185-8520 国分寺市泉町 2-2-26

電話 042-359-4104

◆聴覚障がい者・言語障がい者のためのレファレンスサービス

対象者

都内在住在学在勤の聴覚又は言語障がい者

事業内容

①都立図書館の利用案内

②ファクシミリとEメールで質問を受け付け、図書館資料・情報を用いて調査し、回答する。ファクシミリの利用及び都外在住・都内在学の場合のEメールは登録制

費用

無料

申請・問合せ

都立中央図書館サービス計画担当

〒106-8575 港区南麻布 5-7-13

電話 3442-8451 FAX 3442-9500

しごと

◆東京しごと財団

障害のある方の就業促進を図るため、地域の就労支援機関と連携し、セミナーや職場体験実習等による企業とのマッチング、定着支援等様々な事業を行っています。

また、民間企業等を活用し、就職に必要な知識・技能や実践的な作業能力を習得するための職業訓練を行っています。

事業内容

①総合コーディネート事業（障害者就業支援情報コーナー、就活セミナー、中小企業向けセミナー、機関紙の発行、企業見学会、職場体験実習等）

②東京ジョブコーチ支援事業（職場定着支援）

③障害者委託訓練事業（訓練コース：知識・技能習得訓練、障がい者向けデュアルシステム、実践能力習得訓練、e-ラーニング、在職者訓練）

問合せ

〒102-0072 千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター8階

電話 5211-2310 FAX 5211-2329

◆東京障害者職業センター多摩支所

対象者

障がい者、事業主及び関係機関

業務内容

公共職業安定所が行う業務と密接な連携をとりながら次の業務を行います。

[障がい者に対して]

①職業相談

②職業評価

③職業準備支援

[障害者と事業主双方に対して]

①職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業

②精神障害者（職場復帰リワーク支援）

[事業主に対して]

①障害者の雇用管理に関する相談及び支援

②雇用管理サポート事業

[関係機関に対して]

①職業リハビリテーションに関する技術的な助言・援助

費用

無料

問合せ

〒190-0012 立川市曙町 2-38-5 立川ビジネスセンタービル5階

電話 042-529-3341 FAX 042-529-3356

◆あんま・はり・きゅう師資格養成事業

都内に原則として1年以上居住している15歳以上の身体障害者手帳を持っている視覚障害者（義務教育を修了した方）を対象に、ヘレン・ケラー学院5年課程に委託。授業料は無料。教材費は自己負担（月約5千円）。

問合せ

ヘレン・ケラー学院

〒169-0072 新宿区大久保 3-14-20

電話 3200-0525

◆その他の事業

障害者就業・生活支援センター事業

問合せ：東京労働局及び東京都が社会福祉法人等に委託して実施（都内6か所）

東京障害者職業能力開発校

問合せ：東京障害者職業能力開発校

電話 042-341-1411

都立職業能力開発センター（実務作業科）

問合せ

中央・城北職業能力開発センター板橋校 電話 3966-4131

城南職業能力開発センター 電話 3472-3411

城東職業能力開発センター 電話 3605-6140

重度身体障害者在宅パソコン講習事業

問合せ：東京コロニー職業開発室

電話 6914-0859

文化・レクリエーション

◆障害者福祉会館

対象者

障がい者、ボランティア及び家族など障がい者の福祉の増進を目的とする関係者

事業内容

- ①集会室などの利用公開
- ②ピアカウンセリング
- ③日常生活情報の点訳等のサービス

利用料

無料

利用時間

午前 9 時から午後 9 時まで（火曜日は午前 9 時から午後 4 時 30 分まで）

利用方法

①集会室

利用日の属する月の前々月の初日から受付。ただし、定期的に利用する場合の受付は、利用月が 4 月から 9 月までは 1 月に、利用月が 10 月から 3 月までは 7 月に受け付けます。

②視覚障害者文字サービス室の利用は、7 日前から予約受付

③ピアカウンセリングの申込は随時、てんかん、肝臓機能障害、自閉症、精神障害、法律の相談は要予約

所在地

〒108-0014 港区芝 5-18-2

電話 3455-6321 FAX 3453-6550

◆多摩障害者スポーツセンター

障がい者の健康増進と社会参加の促進を図るため、スポーツ・レクリエーション、講習会の場を提供する施設です。

対象者

障がい者、介護者、ボランティアその他の障がい者の福祉の増進を目的とする関係者

事業内容

- ①スポーツ施設などの利用公開
- ②障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の指導
- ③講習会などの開催
- ④スポーツ・レクリエーション行事の実施
- ⑤障がい者福祉情報の提供
- ⑥宿泊施設の運営

障害者総合スポーツセンターのみ運動場、洋弓場、庭球場、スポーツ広場などの屋外施設を備えています。

利用料

無料。ただし、宿泊は障がい者及びその介護者 1 人まで 1 泊 1,500 円、その他 2,000 円

利用時間

午前9時から午後9時まで。ただし、次の施設は以下のとおり。

①体育館・トレーニングルーム・卓球室・プール 午前9時から午後8時30分まで

②運動場・洋弓場・庭球場・スポーツ広場

午前9時から午後6時30分まで（4月1日から8月31日まで）

午前9時から午後5時まで（9月1日から3月31日まで）

③宿泊室 午後3時から翌日午前10時まで

休館日

水曜日（その日が祝日のときは木曜日）、祝日の翌日（その日が土・日曜日のときは開館）、年末年始、その他臨時休館日

利用方法

①個人利用

初回到身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等を持参し、利用証の交付を受け、その後は利用証を提示して、利用することができます。

②団体利用

3か月前の当日から来館、電話又はFAXにて受付。

③宿泊室

3か月前の当日から来館、電話又はFAXにて受付。

所在地

〒186-0003 国立市富士見台 2-1-1

電話 042-573-3811 FAX 042-574-8579

◆点字図書館

事業内容

点字図書・録音テープの製作・貸出しのほか、各図書館により盲人生活用具の研究開発と普及、点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成などを行っています。このほか、一部の公立図書館では対面朗読や録音テープの貸出しを行っています。（都内6か所）

◆点字出版施設

無料又は低額な料金で、点字刊行物を出版する施設です。（都内6か所）

◆聴覚障がい者情報提供施設

字幕（手話）入りビデオカセットの製作・貸出し、聞こえや補聴器に関する相談、その他生活全般的な相談と情報提供、聴覚障がい者対象の講習会の開催等を行っています。

所在地

聴力障害者情報文化センター

〒153-0053 目黒区五本木 1-8-3

電話 6833-5001 FAX 6833-5005

◆視覚障がい者用図書製作・貸出し

対象者

①都内在住、在勤又は在学の視覚障がい者。ただし、希望点字図書製作は、視覚障がいの程度が1級・2級の人

②都内の視覚障がい者施設又は関係機関

事業内容

①点字図書製作・貸出し 点字の学習図書、専門図書等の製作・貸出し

②声の図書製作・貸出し 学習図書、専門図書等の内容を収録した録音媒体の製作・貸出し

③希望点字図書製作 希望する教養図書、専門図書等を点訳し郵送

④希望声の図書製作希望する教養図書、専門図書等を録音し郵送

費用

無料。ただし、③、④の図書製作に必要な原本、点字用紙と製本費用又は録音媒体は自己負担

申請・問合せ

日本点字図書館

〒169-8586 新宿区高田馬場 1-23-4

電話 3209-0241

◆視覚障がい者用図書レファレンスサービス

対象

都内在住、在勤在学の視覚障がい者

事業内容

①視覚障がい者用図書に関する情報提供

②理療関係新刊墨字図書の出版に関する情報提供

③読書に関する相談・助言

費用

無料。ただし、点字又は録音テープ等による情報提供を希望する場合は、点字用紙又は録音媒体の購入費用を自己負担

申請・問合せ

日本点字図書館

〒169-8586 新宿区高田馬場 1-23-4

電話 3209-0241

◆盲人用具の販売あっせん

対象品目等、詳細については、下記にて問合せを受け付けています。

申請・問合せ

日本点字図書館

〒169-8586 新宿区高田馬場 1-23-4

電話 3209-0241

日本盲人会連合

〒169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2

電話 3200-0011

◆視覚障がい者のための講習会など

事業内容

①家庭生活訓練

視覚障がい者が家庭生活を送る上で必要な調理・手芸等についての講習

②中途失明者緊急生活訓練

点字・パソコン技術及び歩行訓練等についての訪問指導

③盲青年等社会生活教室

重度の視覚障がいをもつ青年及び高齢者に対する社会生活に必要な知識習得のための講習

④刊行物作成配布

都政刊行物等のうち、特に視覚障がい者に必要な情報を点字本及び録音物として作成し配布

対象者

原則として18歳以上の身体障害者手帳を持っている在宅の視覚障がい者。ただし、①については視覚障がいのため家庭での日常生活に著しい制限を受けている人

費用

無料。ただし、教材費、テキスト代は受講者負担

申請・問合せ

東京都盲人福祉協会

〒169-0075 新宿区高田馬場 1-9-23

電話 3208-9001

◆聴覚障がい者のための講習会など

事業内容

①読話講習会

口唇の読み取り、基本口型の学習、会話の練習など

②中途失聴者・難聴者手話講習会

簡単な意思交流が可能な程度の手話技術についての講習

対象者

①は都内在住で身体障害者手帳を持っている18歳以上の中途失聴者及び難聴者

②は都内在住、在勤の中途失聴者及び難聴者

費用

無料。ただし、テキスト代は受講者負担

申請・問合せ

①は東京手話通訳等派遣センター

〒160-0022 新宿区新宿 2-15-17 第3ヒカリビル5階

電話 3352-3335 F A X 3354-6868

②は東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課

電話 5320-4147 F A X 5388-1413

◆障害者休養ホーム

障がい者（児）が家族や仲間とくつろげる保養施設を指定し、この施設を利用した方の宿泊利用料の一部を助成する制度です。

助成対象

- ①身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方
- ②障がい者（児）等に同行する付添いの方。ただし、障がい者（児）等 1 人につき 1 人

助成回数

1 人一年度 2 泊まで

助成額

1 泊につき次の額が限度。

- ①大人 6,490 円・子供 5,770 円
- ②大人 3,250 円

利用方法

狛江市福祉総合相談窓口にある案内書に記載されている申込方法を参照

◆字幕入り映像ライブラリー

聴覚障がい者に対し、映画及びテレビ番組等に字幕を挿入したビデオカセットテープ・DVD を製作し、貸し出します。

対象者

- ①都内在住の身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障がい者（児）及びその保護者
- ②都内在住の身体障害者手帳の交付を受けていない方であって、日常生活において、補聴器又は人工内耳を活用している聴覚障がい者
- ③聴覚障害者関係団体、施設及び学校
- ④東京都の関係機関及び区市町村

種類

主に日常生活、学習、社会教育等の参考となるもの

貸出機関等

14 日間。1 回につき 6 本まで

費用

無料。ただし、郵送による返却経費は自己負担

申請・問合せ

聴力障害者情報文化センター

〒153-0053 目黒区五本木 1-8-3

電話 6833-5001 FAX 6833-5000

◆あいとぴあセンタープール

心身に障がいのある方、指定難病の認定を受けている方、高齢の方に対し、あいとぴあセンターのプールを開放しています。

対象者

次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳をお持ちの方
- ②愛の手帳をお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ④指定難病の認定を受けている方、その他身体的な機能訓練が必要な方（65歳以上）
- ⑤高齢（65歳以上）の方

内容

ア. 障がい者・指定難病認定者・機能訓練コース…木曜日の午前

イ. 障がい者・指定難病認定者コース……………第1・第3日曜日の午前・午後

ウ. 高齢者コース……………月・火曜日の午前

募集は3月と9月に広報「こまえ」でお知らせしています。

また上記の個人コースの他に、市内の障害者団体も利用しています。

※祝日等と重なる場合は、利用ができません。また、緊急にプールの水質検査や点検等が行われる場合にも利用できない場合があります。

費用

1コース（半年ごと）につき1,000円（ただし、イをご利用の方は1年間の料金です。）

申請・問合せ

福祉保健部高齢障がい課障がい者支援係

◆チャレンジ学級

障がいのある青年たちが、学習やレクリエーション活動を行っています。

対象者

義務教育を終了した障がいのある青年（主に知的障がいの方）で、1人又は送迎する方がいて通級できる方

内容

主に西河原公民館で次のようなことを行っています。

- ①スポーツ・レクリエーション
- ②美術創作
- ③音楽活動（ガチャガチャバンド）
- ④地域との交流（いべんと西河原、市民まつり等）

活動日時

毎月第1・3日曜日 午前10時から午後4時まで

費用

教材費等の実費

申請・問合せ

西河原公民館

〒201-0013 狛江市元和泉 2-35-1

電話 3480-3201

税の軽減

◆所得控除・住民税の非課税

障がい者などのために、所得税・住民税の所得控除や非課税措置がとられています。所得控除や非課税措置を受けるには、その控除等に該当することを申告する必要があります。申告先は、給与所得のみの方は給与の支払者、確定申告の提出をされる方は税務署、いずれにも該当しない方は、市民生活部課税課住民税係となります。

障害者控除

所得者本人又は控除対象配偶者、扶養親族が次のいずれかに該当するとき（特別障がい者に該当するときは控除額が加算。）

- ①知的障がい者（うち重度の知的障がい者は特別障がい者）
- ②身体障害者手帳に身体上の障害がある方と記載されている方（うち1級・2級の方は特別障がい者）
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（うち1級の方は特別障がい者）
- ④精神上の障がいにより常に事理を弁識する能力を欠く状態にある方（全て特別障がい者）
- ⑤戦傷病者（うち特別項症～第3項症の方は特別障がい者）
- ⑥原爆被爆者で厚生労働大臣の認定を受けた方（全て特別障がい者）
- ⑦常に就床を要し、複雑な介護を要する方（全て特別障がい者）
- ⑧65歳以上で福祉事務所長等から①又は②の障がい者に準ずると認定された方（うち重度障がい者に準ずると認定された方は特別障がい者）

※特別障がい者が所得者本人の控除対象配偶者又は扶養親族となっており、かつ所得者本人又は本人の配偶者もしくは本人と生計を一にする親族のいずれかと同居している場合については、障害者控除額に一定額が加算される。

問合せ

住民税…市民生活部課税課住民税係

所得税…武蔵府中税務署

〒183-8548 府中市本町 4-2

電話 042-362-4711

午前8時30分から午後5時まで（土日・祝日・12/29から1/3は除く）

住民税の非課税

対象者

- ①生活保護法による生活扶助を受けている方
- ②障がい者、未成年者、寡婦（夫）で、前年中の合計所得金額が125万円以下の方

問合せ

市民生活部課税課住民税係

利子等の非課税

障がい者が受け取る一定の預貯金の利子等は、非課税となります。

問合せ

金融機関・証券会社の各営業所

◆障がい者に対する税の軽減

自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免

①【障害者減免】

次の表に該当する障がい者又はその人と生計を一にする方が所有し、障がい者自身が運転する自動車又は生計を一にする人が専らその障がい者のために運転する自動車を障がい者1人につき1台に限り自動車税45,000円、自動車取得税課税標準額300万円相当分まで減免（ただし、個人名義の自家用車に限る）。なお、軽自動車の場合はその種別ごとに定める年額相当分。

手帳の種類		障がいの程度	
身体障害者手帳		(障がいの級別)	
障害の区分	下肢不自由	1～6級	
	体幹不自由	1～3級・5級	
	上肢不自由	1・2級	
	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2級
		移動機能	1～6級
	視覚障害	1～3級、4級の1	
	聴覚障害	2・3級	
	平衡機能障害	3・5級	
	音声機能又は言語機能障害	3級（こう頭摘出に係るものに限る。）	
	心臓、じん臓及び呼吸器の機能障害	1・3・4級	
	ぼうこう、直腸及び小腸の機能障害	1・3・4級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級	
肝臓機能障害	1～4級		
戦傷病者手帳	減免が受けられる障がいの程度については、東京都自動車税コールセンターにお問合せください。		
愛の手帳	1～3度		
精神障害者保健福祉手帳	1級（軽自動車税以外の場合、精神通院医療に係る自立支援医療費の受給者に限る。）		

②【構造減免】

障がい者が利用できる構造を持った自動車で、現に当該自動車の使用の目的のために供されているものについて減免されます。

問合せ

自動車税……………都税総合事務センター

〒171-8517 豊島区西池袋 1-17-1

(自動車税コールセンター) 電話 3525-4066

(PHS・IP電話の場合) 電話 5985-7811

軽自動車税……………市民生活部課税課住民税係

自動車取得税…多摩自動車税事務所
〒186-0001 国立市北 3-30
電話 042-522-8271

その他の税の軽減

個人事業税

①納税者本人又は扶養親族等が障がい者で、前年中（廃業の場合は廃業年）における合計所得金額（青色申告特別控除前）が 370 万円以下である場合は減免する。減免額は 1 人につき 5,000 円、特別障がい者は 1 人につき 10,000 円。

②あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道修復その他の医業に類する事業を営む方が、視力障がい者で両眼の視力（屈折異常のある人については矯正視力）が 0.06 以下の場合には課税されません。

問合せ

立川都税事務所

〒190-0022 立川市錦町 4-6-3 東京都立川合同庁舎内

電話 042-523-3171（代表）

個人事業税ダイヤルイン 電話 042-523-3171

府中都税事務所

〒183-8549 府中市寿町 3-4-6

電話 042-364-2288

関税

身体障がい者用に特に製作された器具、物品の輸入及び慈善又は救済のため寄贈された給与品、又は社会福祉事業施設に寄贈された物品の輸入については、関税を免税されるものがあります。

問合せ

東京税関 税関相談官室

〒135-8615 江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎内

電話 3529-0700 FAX 3599-6467

午前9時から午後5時まで（土日・祝祭日・年末年始を除く）

相続税

障がい者が相続した場合、障害の程度及び年齢に応じ相続税を減額。相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 か月以内に税務署に申告する。

問合せ

武蔵府中税務署

〒183-8548 府中市本町 4-2

電話 042-362-4711

午前8時30分から午後5時まで（土日・祝日・12/29 から 1/3 は除く）

贈与税

特定障害者（特別障害者及び一定の障害者）を受益者とする「特定障害者扶養信託契約」に基づき、金銭、有価証券などの財産を信託会社又は信託業務を営む金融機関に信託したとき、特定障害者 1 人に

つき、6,000万円（特定障害者のうち、特別障害者以外の者は3,000万円）までの部分の金額について贈与税が非課税。信託がされる日までに信託会社の営業所を経由して納税地の所管税務署長に「障害者非課税信託申告書」を提供する。

問合せ

武蔵府中税務署

〒183-8548 府中市本町 4-2

電話 042-362-4711

午前8時30分から午後5時まで（土日・祝日・12/29から1/3は除く）

交通

◆JR等運賃の割引

身体障がい者などの経済的負担を軽減し、自立を促進することを目的として、本人や介護人がJR線、私鉄等の鉄道を利用する場合運賃が割引になります。

心身障がい者の割引

第1種・第2種の別は身体障害者手帳・愛の手帳を参照

手続は、乗車券等を購入する際に身体障害者手帳・愛の手帳を発売窓口で提示又は券売機で小児券を購入し、改札の際手帳を提示

児童扶養手当受給世帯の割引

JR 通勤定期乗車券を3割引。

購入時にJR 窓口へ「特定者資格証明書」を提示し、「特定者用定期乗車券購入証明書」を提出。

※「特定者資格証明書」と「特定者用定期乗車券購入証明書」は、児童青少年部子育て支援課手当助成係へ交付申請してください（交付申請から交付まで10日前後かかります。）

戦傷病者の無料扱い

障がいの程度により年1枚から12枚までの乗車券引換証を交付。

手続は、東京都福祉保健局生活福祉部計画課（電話5320-4078）で戦傷病者乗車券引換証・戦傷病者急行券引換証を受け取り、購入時に戦傷病者手帳と一緒に提出

問合せ

各JR・私鉄各線の各駅

◆航空運賃の割引

対象者

①12歳以上の第1種身体障がい者、第1種知的障がい者

本人が単独又は介護者とともに利用するとき、本人及びその介護者1人が割引対象。

②12歳以上の第2種身体障がい者、第2種知的障がい者

本人のみ割引対象

③戦傷病者

適用

国内線全区間、普通大人片道運賃。

割引率

利用日、区間によって異なりますので、各航空会社にお問合せください。

手続

航空券購入の際に身体障害者手帳、愛の手帳又は戦傷病者手帳を提示

◆都営交通の無料乗車券と運賃の割引

身体障がい者、知的障がい者、児童扶養手当受給世帯及び生活保護世帯などの方で都内に居住している方（シルバーバス所持者は除く。）には都営交通（都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー）の全区間（都営バスの一部区間を除く。）の無料乗車券が発行され、生活保護世帯などの夜間大学

生及び無料通学定期券が発行されます。

また、身体障がい者及び知的障がい者等とその介護者などには運賃割引の扱いがあります。

対象者

①身体障害者手帳をお持ちの方

②愛の手帳をお持ちの方

③戦傷病者手帳をお持ちの方

申請には、戦傷病者手帳が必要

④原爆被爆者（厚生労働大臣の認定患者及び健康管理手当受給者）

申請には、被爆者健康手帳と厚生労働大臣の認定書又は健康管理手当証書が必要

⑤児童扶養手当受給世帯のうち受給者および生計同一者のうち1人

申請には、児童扶養手当証書が必要

⑥生活保護受給世帯

⑦中国残留邦人等の支援給付を受けている方、又はその配偶者

申請には、支援給付決定通知書が必要

※生活保護受給世帯又は中国残留邦人等と対象条件が重複する場合を除く。

申請・問合せ

①から⑤ 福祉保健部高齢障がい課障がい者支援係

⑥から⑦ 福祉保健部福祉相談課生活支援係

◆精神障害者都営交通乗車証

精神障害者保健福祉手帳を所持している都内居住者で、希望をする方（シルバーパス等所持者は除く。）には、都営交通（都電、都営バス、都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナー）の全区間（都営バスの一部区間を除く。）乗車できるパスが発行されます。（有効期間2年）

申請・問合せ

福祉保健部高齢障がい課障がい者支援係

都営地下鉄、都電、都営バス、日暮里・舎人ライナーの指定された定期券発売所

◆精神障害者路線バスの割引

対象者

東京都が発行する、写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳を持っている方が路線バスを利用する場合、普通運賃が半額になります。

利用方法

運賃支払の際に、手帳の写真が貼付されたページを乗務員に提示

◆民営バスの割引

対象者

①身体障害者手帳及び愛の手帳所持者

②手帳所持者と同乗する介護人

（1名まで。第2種身体障害者は、福祉事務所長が介護の必要性を認めた場合のみ）

割引方法

ア普通乗車券

①手帳所持者本人は、乗車の際に手帳を提示

②介護人は、次の発行場所で「民営バス乗車割引証」の交付を受け、手帳所持者と同乗する際に割引証を提示

イ定期券

次の発行場所で「定期券割引購入申込書」の交付を受け、定期券売り場窓口に提出。ただし、バス会社によっては、継続定期の購入時は手帳の提示のみで良い場合があります。

発行場所

身体障がい者…福祉保健部高齢障がい課障がい者支援係

知的障がい者…東京都心身障がい者福祉センター

知的障がい児…世田谷児童相談所

適用路線

東京都内を運行する乗合バス会社の都内路線

◆有料道路通行料金の割引

対象者

①身体障害者手帳所持者（本人が運転する場合）

②介護者（第1種身体障害者・第1種知的障害者を移動するため介護者が運転する必要がある場合）

対象車

①から③までの条件を全て満たすもの

①事前に登録した車（障がい者1名につき1台）

②乗用自動車（乗車定員10名以下。営業用は除く。）、貨物自動車（乗車定員等に制限あり）、自動二輪（125cc以下）

③車検証の名義が障がい者本人か本人の親族、又は日常的に介護をしている方

割引方法

①料金所係員に、手帳の登録証明ページを提示し、所定の料金を支払う。

②ETCの場合は、レーン通過時に自動割引

割引率

一般料金の5割引

申請・問合せ

福祉保健部高齢障がい課障がい者支援係

◆駐車禁止規則の除外

対象者

都内に住所を有し、下記の障がいの区分・級別に該当する手帳の交付を受けている方

申請者

都内に住所を有する身体障がい者

ただし、申請者が未成年者、知的障がい者又は精神障がい者の場合は、原則として申請者の親権者、配偶者又は三親等以内の血族又は姻族を申請代理人とすることができます。また、その他の申請で身体

的理由により申請することが困難であると認められる場合は、上記申請代理人により申請することができます。

申請・問合せ

調布警察署

〒182-0022 調布市国領町 2-25-1

電話 042-488-0110

◆こまバス運賃の割引

心身障がい者の方が「こまバス」を利用する際に、運賃の割引を行っています。

対象者

- ①身体障害者手帳をお持ちの方
 - ②愛の手帳をお持ちの方
 - ③本人の写真が添付された精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ※①②の方で、第1種の手帳をお持ちの場合は、その介護者も対象となります。

割引率

乗車時に手帳の提示により5割引

問合せ

都市建設部道路交通課交通対策係

◆こまバスの福祉施設利用者等運賃助成

こまバスを利用して市内の福祉施設に通所等されている方に対し、無料乗車券を配布しています。

対象者

次のいずれかの施設に通所又は利用登録をしている方

- ①あいとびあセンター内に勤務、通所する障がい者（児）と介護者（1名まで）
- ②岩戸児童センター・子ども家庭支援センター内のア）からウ）に利用登録をしている障がい児と介護者（1名まで）
 - ア）小学生クラブ
 - イ）ロッキークラブ
 - ウ）子ども家庭支援センター
- ③和泉児童館内のア）からウ）に利用登録をしている障がい児と介護者（1名まで）
 - ア）いずみ子育てクラブ
 - イ）小学生クラブ
 - ウ）どんぐりクラブ

配布乗車券の種類

ご利用された各施設で、以下の乗車券の配布をしています。

種別	枚数	有効期間
障がい者用（黄色）	2	なし
障がい児用（グレー）	2	なし

※各施設で「帰路」分、次回の「往路」分をお渡ししますので、最初の「往路」分については、自己負担となります。

制限

シルバーパスをお持ちの方は対象となりません。

各種相談に来られた方、会議室の利用者は対象となりません。

問合せ

都市建設部道路交通課交通対策係

◆タクシー運賃等の割引

心身障がい者（児）がタクシーを利用する際に、手帳の提示により運賃が割引になります。

対象者

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

（本人の写真添付により、本人確認をできる場合に限りです。）

割引率

運賃の10%

（ただし、精神障がい者の割引は一部未実施の事業所があります。）

問合せ

社団法人 東京乗用旅客自動車協会

電話 3264-8080 FAX 3221-7665

◆福祉タクシー券の交付

電車やバスなどの交通機関を利用することが困難な心身障がい者の方が、外出の際にタクシーを利用する場合、その利用料の一部を助成します。また、タクシー運賃等の割引と同時に利用することができます。

対象者

市内に住所を有する、次のいずれかに該当する方

①身体障害者手帳1・2級の方（ただし、上肢又は聴覚による障がいを除きます。）

②愛の手帳1・2度の方

助成額

1か月につき、2,800円

※3月末に4から9月分、9月末に10から3月分の利用券を送付します。

制限

次のいずれかに該当する場合は、対象となりません

①障がい者本人の属する世帯員のうち、最も所得の高い方（扶養義務者等^{*}）の前年の所得が基準額を超える場合

②自動車ガソリン費助成を受けている場合

※扶養義務者等とは、障がい者本人の配偶者又は同居している3親等内の親族のうち、最も所得の高い方を指します。

申請・問合せ

福祉保健部高齢障がい課障がい者支援係

◆ハンディキャブこまえ（障がい者移送サービス）

障がいによる移動が困難な方が、外出や社会参加をするときに利用できる福祉車両（福祉タクシー）の運行を行っています。

対象者

狛江市に居住する方で、利用登録をされた次のいずれかに該当する方

- ①車いすを使用している方
- ②歩行が困難な方
- ③視覚障がいの方
- ④知的障がいの方
- ⑤その他、移動が困難と認められる方

利用時間

午前8時から午後6時（時間外の運行も、ご相談に応じています。）

※ 原則介護者の付添いが必要です。

利用料金

30分500円（ただし、早朝・夜間・休日は600円）と走行距離1kmにつき50円加算

※市内の移動の場合は一律700円

利用会員となるために、年会費が3,000円別途必要になります。

利用予約

利用希望日の前月から電話又はFAXで受け付けしています。

希望日の1週間前までにご連絡ください。

所在地

特定非営利活動法人 ハンディキャブこまえ

〒201-0012 狛江市中和泉3-36-22 アピタシオンI 103

電話・FAX 3480-5433

◆自動車ガソリン費助成

障がいのある方の移動を支援するため、ガソリン費用の一部を助成します。

対象

市内に3か月以上住所がある次の①又は②のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳1から3級の方で、自己所有の自動車を自ら運転している方
- ②次のいずれかの等級の方で同一世帯又は同一住所に移動の介助を行う方がおり、自己所有する自動車をもっぱら介助が必要な方に使用する場合

- 1) 身体障害者手帳1・2級の方（上肢機能障がいと聴覚障がいを除く。）
- 2) 愛の手帳1・2度の方

助成限度額

1か月1,400円（27リットル分）まで

制限

福祉タクシー券との併給はできません

※現在福祉タクシー券の助成を受けている方で、上記対象となる場合は変更することができます。

助成方法

毎年4月、8月、12月の各月10日までに、その前月までの分の領収書を添えて、請求をしてください。

請求書が正式に受理された後、30日以内に指定された名義の銀行口座等に振り込みます。

※領収書の日付で助成月を判断いたします。各月27リットルを超えるガソリン量については助成対象外となりますので、ご注意ください。

申請・問合せ

福祉保健部高齢障がい課障がい者支援係

◆狛江駅北口地下駐車場の使用料の減免

心身障がい者の方が「狛江駅北口地下駐車場」を利用する際に、使用料の減免を行っています。

対象者

次のいずれかに該当する方が同乗される場合に限りです。

- ①身体障害者手帳をお持ちの方
- ②愛の手帳をお持ちの方
- ③本人の写真が添付された精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

割引率

出庫時に出口において、手帳の提示により無料（ただし、最大2時間まで）

問合せ

都市建設部道路交通課交通対策係

各種料金の減免等

◆水道・下水道料金の減免等

対象者

- ①生活保護法による教育扶助、住宅扶助、医療扶助又は介護扶助の受給世帯
- ②生活扶助の受給者
- ③児童扶養手当又は特別児童扶養手当の受給者
- ④中国残留邦人等で生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付又は介護支援給付の受給者

内容

水道料金は基本料金と1月当たり使用水量10 m³までの分に係る従量料金との合計額を免除
下水道料金は1か月8 m³までの汚水排出量に係る料金を免除

問合せ

調布サービスステーション

〒182-0022 調布市国領町 7-29-5

午前8時30分から午後8時まで（日曜日・祝日を除く）

電話 0570-091-101

PHS・IP電話の場合 042-548-5110

FAX 042-548-5115

点字によるお知らせサービスの申し込み

多摩お客さまセンター

電話 042-548-5110

◆放送受信料の減免

生活保護を受けている世帯や身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者がいる世帯や社会福祉施設に入所している方等に対して、放送受信料の減免措置がとられています。

全額免除

- ①生活保護世帯
- ②中国残留邦人等で支援給付を受けている方のいる世帯
- ③身体障害者手帳を持っている方がいる世帯で、世帯員のいずれもが住民税非課税の場合
- ④知的障がい者がいる世帯で、世帯員のいずれもが住民税非課税の場合
- ⑤精神障害者保健福祉手帳を持っている方がいる世帯で、世帯員のいずれもが住民税非課税の場合
- ⑥社会福祉事業施設に入所している世帯で自らテレビを持ち込んでいる場合

半額免除

- ①世帯主が身体障害者手帳を持っている視覚障がい者又は聴覚障がい者である場合
- ②世帯主が身体障害者手帳を持っている重度の身体障がい者（障がい等級が1級・2級）である場合
- ③世帯主が重度の知的障がい者である場合
- ④世帯主が精神障害者保健福祉手帳を持っている重度の精神障がい者（障がい等級が1級）である場合
- ⑤世帯主が戦傷病者手帳を持っている戦傷病者で、障がい程度が特別項症から第1款症である場合

申請・問合せ

◆郵便料金等の減免

点字郵便物及び特定録音物等郵便物

次の郵便物で開封のものは無料

①点字のみを掲げたものを内容とするもの

②盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で所定の方法により点字図書館、点字出版施設など日本郵便株式会社の指定を受けた施設から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの

点字ゆうパック

点字のみを掲げたものを内容とするゆうパックは、縦・横・高さの合計 60cm まで（60 サイズ）のものは 100 円、以降、合計が 20cm 増すごとに 100 円／110 円増し（最大は 170 サイズで 720 円）

聴覚障がい者用ゆうパック

聴覚障がい者用ビデオテープ等の録画物を内容とするゆうパックで、聴覚障がい者の福祉を増進することを目的とする日本郵便株式会社指定施設と聴覚障がい者との間における貸し出し又は返却のために発受するものは、点字ゆうパックと同額。

心身障がい者用ゆうメール

図書館と身体に重度の障がいがある方又は知的障がいの程度が重い方との間で図書の閲覧のために発受するゆうメールは、ゆうメールの基本運賃の約半額

心身障がい者団体発行の低料金第三種郵便物

心身障がい者団体が発行する定期発行物を内容とするもので発行人から差し出される低料第三郵便物の料金は①毎月3回以上発行する新聞紙 50g まで 8円、50g を超える 1kg まで 50g 増すごとに 3円増し、②①以外のもの 50g まで 15 円、50g を超える 1kg まで 50g 増すごとに 5 円増し

詳しい内容は、日本郵便株式会社 Web サイト <http://www.post.japanpost.jp/> をご覧ください。

◆都立施設利用の取扱い

都立公園の無料入場券

有料の都立公園は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を提示すれば無料で入園できます。

対象

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者とその付添い人

なお、付添い人はいずれの場合も必要な範囲に限る（原則 1 人）。

車いすの貸出し

都立公園では身体障がい者や高齢者のために車いすを配備しているので、利用希望者は各公園管理所へ。

都立公園駐車場の無料利用

都立公園では、有料駐車場を心身障がい者等が利用する場合、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を駐車場に提示するか、団体利用の場合は、使用料免除申請書を提示すれ

ば無料で利用できます。

その他、有料施設の個人利用（付添者を含む。）が無料（一部、割引）になります。

ご利用になる都立施設の窓口にお問い合わせください。

◆携帯電話料金の割引

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方は、携帯電話の基本使用料や各種サービス等の割引を受けることができます。割引率や申し込み方法等の詳細は、各携帯電話会社へお問い合わせください。（通話料無料）

問合せ

（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ

電話 0120-800-000 FAX 0120-245-130

au（KDDI（株））

電話 0077-7-111

ソフトバンクモバイル（株）

電話 0800-919-0157

障がいに関するシンボルマーク

各マークの詳細・使用方法等は、各関係団体にお問合せください。

	<p>障害者のための国際シンボルマーク</p> <p>障がいのある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障がいのあるすべての方のためのマークです。</p>	<p>公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 電話 5273-0601 FAX 5273-1523</p>
	<p>盲人のための国際シンボルマーク</p> <p>世界盲人連合で 1984 年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。</p>	<p>社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 電話 5291-7885 FAX 5291-7886</p>
	<p>身体障害者標識（身体障害者マーク）</p> <p>肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。</p>	<p>調布警察署 電話 042-488-0110（代表）</p>
	<p>聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）</p> <p>政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。</p>	<p>調布警察署 電話 042-488-0110（代表）</p>
	<p>耳マーク</p> <p>聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障害者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。</p>	<p>一般社団法人 全日本難聴者 ・中途失聴者団体連合会 FAX 3354-0046</p>
	<p>ほじょ犬マーク</p> <p>身体障害者補助犬法に基づき認定された補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を受け入れる店の入口などに貼るマークです。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。</p>	<p>東京都福祉保健部 障害者施策推進部 計画課 電話 5320-4147 FAX 5388-1408</p>
	<p>オストメイトマーク</p> <p>オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。</p>	<p>公益社団法人日本オストミー協会 電話 5670-7681 FAX 5670-7682</p>
	<p>ハート・プラスマーク</p> <p>内臓に障がいのある方を表しています。心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。</p>	<p>特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 http:// www.normanet.ne.jp/~h-plus/</p>
	<p>ヘルプマーク</p> <p>義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、援助を得やすくなるよう、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるために作成したマークです。</p>	<p>東京都福祉保健局 障害者施策推進部 計画課 電話 5320-4142 FAX 5388-1407</p>
	<p>ヘルプカード</p> <p>ヘルプカードは「手助けが必要な方」と「手助けをしたい方」を結ぶカードです。障がいのある人が普段から身につけておくことで、困ったときに、周囲の方からの手助けや配慮をお願いしやすくするためのものです。</p>	<p>狛江市役所高齢障がい課 障がい者支援係 電話 3430-1111（代表） FAX 3480-1133 ※支援用ハンドブックもあります。</p>

市内の障がい者（児）関係団体・事業所一覧

【障がい者（児）関係団体】

団体名	主な対象の障がい	代表者	電話/FAX
NPO狛江さつき会	精神障がい	三島 瑞子	電話 3430-5221
NPO法人あすなろ	肢体不自由	大西 誠子	電話 3489-5257
狛江視覚障害者の会	視覚障がい	伊藤 聡子	電話 3489-6922
狛江市身体障害者福祉協会	身体障がい	伊藤 聡子	電話 3489-6922
狛江市手をつなぐ親の会	知的障がい	森井 道子	電話/FAX 6751-3802
SOLANA（ソラナ）の会	障がい児	高橋 紀久子	電話 3430-7979

【障がい者（児）事業所】

（市外事業所で、狛江市をサービス提供地域とする事業所もあります。）

【居宅介護】

事業所名	所在地	電話
こまえケアサービス	中和泉 1-9-5	5438-7721
あんしんサポートゆうき	中和泉 5-1-20 レジデンスあらい 301 号	5761-4539
ライフケアさんさん	元和泉 1-15-16	3489-5257
ニチイケアセンター狛江元和泉	元和泉 1-23-4	5438-2667
みずきケアセンター狛江	元和泉 2-35-1 あいとびあセンター 3階	3430-3809
あいとびあ	元和泉 2-35-1 あいとびあセンター内	3488-0295
ヘルパーステーションフォーユー	和泉本町 1-6-15 エスポワール狛江 102 号	3430-8812
特定非営利活動法人 アビリティクラブたすけあい狛江 たすけあいワーカーズなかよし	和泉本町 1-6-15 エスポワール狛江 103	3480-2553
のびのびケアサービス	和泉本町 2-18-15-101	3488-0800
ハニーケア・サービス	和泉本町 3-22-6-101	5761-9882
はっぴいハウス	和泉本町 4-7-27-103	5497-7343
ヘルパーステーション「あい」	岩戸北 3-1-8	5438-2776
アースサポート狛江	岩戸北 4-16-8	3488-4400
愛の羽・こまえ	岩戸南 2-1-10 喜多見ハイツ 103	5761-5865
有限会社ケアサポートモア	東和泉 1-20-3	5438-7270
ふれあいケアサービス	東和泉 1-23-25 アルカヒルズ 8-201 号	5761-3535
ケアリッツ狛江	東和泉 1-4-20 岩瀬ビル 101	5761-7981
ホームヘルパーステーション こまえ正吉苑	西野川 2-27-23	5438-0555

【重度訪問介護】

事業所名	所在地	電話
こまえケアサービス	中和泉 1-9-5	5438-7721
あんしんサポートゆうき	中和泉 5-1-20 レジデンスあらい 301 号	5761-4539
ライフケアさんさん	元和泉 1-15-16	3489-5257
ニチイケアセンター狛江元和泉	元和泉 1-23-4	5438-2667
みずきケアセンター狛江	元和泉 2-35-1 あいとびあセンター 3階	3430-3809
あいとびあ	元和泉 2-35-1 あいとびあセンター内	3488-0295
ヘルパーステーションフォーユー	和泉本町 1-6-15 エスポワール狛江 102 号	3430-8812
特定非営利活動法人 アビリティクラブたすけあい狛江 たすけあいワーカーズなかよし	和泉本町 1-6-15 エスポワール狛江 103	3480-2553
のびのびケアサービス	和泉本町 2-1-18-15-101	3488-0800
ハニーケア・サービス	和泉本町 3-22-6-101	5761-9882
はっぴいハウス	和泉本町 4-7-27-103	5497-7343
ヘルパーステーション「あい」	岩戸北 3-1-8	5438-2776
アースサポート狛江	岩戸北 4-16-8	3488-4400
愛の羽・こまえ	岩戸南 2-1-10 喜多見ハイツ 103	5761-5865
有限会社ケアサポートモア	東和泉 1-20-3	5438-7270
ふれあいケアサービス	東和泉 1-23-25 アルカヒルズ 8-201 号	5761-3535
ケアリッツ狛江	東和泉 1-4-20 岩瀬ビル 101	5761-7981
ホームヘルパーステーション こまえ正吉苑	西野川 2-27-23	5438-0555

【同行援護】

事業所名	所在地	電話
こまえケアサービス	中和泉 1-9-5	5438-7721
ライフケアさんさん	元和泉 1-15-16	3489-5257
ニチイケアセンター狛江元和泉	元和泉 1-23-4	5438-2667
あいとびあ	元和泉 2-35-1 あいとびあセンター内	3488-0295
特定非営利活動法人 アビリティクラブたすけあい狛江 たすけあいワーカーズなかよし	和泉本町 1-6-15 エスポワール狛江 103	3480-2553
はっぴいハウス	和泉本町 4-7-27-103	5497-7343
愛の羽・こまえ	岩戸南 2-1-10 喜多見ハイツ 103	5761-5865

【生活介護】

事業所名	所在地	電話
狛江活動センター こまえ工房こもれび	元和泉 2-35-1 あいとびあセンター 3階	3480-1443
麦の穂	元和泉 2-35-1 あいとびあセンター 3階	3488-8328
ひかり作業所	岩戸南 3-11-9	3489-6452
狛江活動センター こまえ工房こもれび こまえ工房こだち	西野川 1-1-8	3488-8115

【短期入所】

事業所名	所在地	電話
ホームれもん	中和泉 2-20-3	5497-2468
ライフケアさんさん	元和泉 1-15-16	3489-5257
ホームこまえ通り	和泉本町 4-2-13 3F	3489-6452

【共同生活援助（GH）】

事業所名	所在地	電話
グループホームれもん	中和泉 2-20-3	5497-2468
パンダ	中和泉 3-24-28	5761-8353
ケアホームほっとわん	中和泉 5-19-17	5761-5673
多摩地域生活支援センター いずみ寮	和泉本町 1-11-1 マティナル狛江 301・302	042- 528-6445
ホームこまえ通り	和泉本町 4-2-13 3階	5761-4423
多摩地域生活支援センター こまえ寮	岩戸南 3-26-15	3430-7619
グループホーム朋2		3480-0955
グループホーム朋1		5761-5220
ACCたまがわ		5761-2797

【就労継続支援（B型）】

事業所名	所在地	電話
就労支援事業所メイ	元和泉 2-35-1 あいとびあセンター 3階	3480-8187
ひかり作業所	岩戸南 3-11-9	3489-6452
こまえ工房もえぎ	東和泉 1-3-17 駄倉地区センター内	3430-4422
カレーショップメイ	東和泉 4-1-7-101	3480-3468

【計画相談支援】

事業所名	所在地	電話
相談支援センターみずき	元和泉 2-35-1 あいとびあセンター内	3480-2794
狛江市特定相談支援事業所サポート	元和泉 2-35-1 あいとびあセンター内	5438-3533
地域生活支援センターリヒト	元和泉 2-35-1 あいとびあセンター 3階	3480-2236

【地域移行支援】

事業所名	所在地	電話
相談支援センターみずき	元和泉 2-35-1 あいとびあセンター 3階	3430-3809
地域生活支援センターリヒト	元和泉 2-35-1 あいとびあセンター 3階	3480-2236

【地域定着支援】

事業所名	所在地	電話
相談支援センターみずき	元和泉 2-35-1 あいとびあセンター 3階	3480-2794
地域生活支援センターリヒト	元和泉 2-35-1 あいとびあセンター 3階	3480-2236

【障害児相談支援】

事業所名	所在地	電話
狛江市特定相談支援事業所サポート	元和泉 2-35-1 あいとびあセンター内	5438-3533
相談支援センターみずき	元和泉 2-35-1 あいとびあセンター内	3480-2794

【児童発達支援】

事業所名	所在地	電話
ゆめぽっと	中和泉 2-10-1	3489-6570
あいとびあ子ども発達教室” ぱる”	元和泉 2-35-1 あいとびあセンター内	3488-0294
こどもデイサービスほっぷ	和泉本町 4-2-13 SANTE SAKAE202	5761-8724
こどもデイサービスすてっぷ	和泉本町 4-2-13 SANTE SAKAE201	5438-2773
はっぴいハウス	和泉本町 4-7-27-103	5497-7343
ウイングこまえ	岩戸北 3-22-13	5761-9320

【放課後等デイサービス】

事業所名	所在地	電話
ゆめぽっと	中和泉 2-10-1	3489-6570
こどもデイサービスほっぷ	和泉本町 4-2-13 SANTE SAKAE202	5761-8724
こどもデイサービスすてっぷ	和泉本町 4-2-13 SANTE SAKAE201	5438-2773
はっぴいハウス	和泉本町 4-7-27-103	5497-7343
ウイングこまえ	岩戸北 3-22-13	5761-9320
こども教室えるぷ	東野川 2-1-10-102・103	3480-2808

【移動支援】

事業所名	所在地	電話
こまえケアサービス	中和泉 1-9-5	5438-7721
あんしんサポートゆうき	中和泉 5-1-20レジデンスあらい 301号	5761-4539
ライフケアさんさん	元和泉 1-15-16	3489-5257
ニチケアセンター狛江元和泉	元和泉 1-23-4	5438-2667
みずきケアセンター狛江	元和泉 2-35-1 あいとぴあセンター 3階	3430-3809
あいとぴあ	元和泉 2-35-1 あいとぴあセンター内	3488-0295
ヘルパーステーションフォーユー	和泉本町 1-6-15 エスポワール狛江 102号	3430-8812
特定非営利活動法人 アビリティクラブたすけあい狛江 たすけあいワーカーズなかよし	和泉本町 1-6-15 エスポワール狛江 103	3480-2553
のびのびケアサービス	和泉本町 2-18-15-101	3488-0800
ハニーケア・サービス	和泉本町 3-22-6-101	5761-9882
ハッピーライフフォーエバー	和泉本町 4-7-27-103	5497-7343
ヘルパーステーション「あい」	岩戸北 3-1-8	5438-2776
アースサポート狛江	岩戸北 4-16-8	3488-4400
愛の羽・こまえ	岩戸南 2-1-10 喜多見ハイツ 103	5761-5865
有限会社ケアサポートモア	東和泉 1-20-3	5438-7270
ふれあいケアサービス	東和泉 1-23-25 アルカヒルズ 8-201号	5761-3535
ホームヘルパーステーション こまえ正吉苑	西野川 2-27-23	5438-0555

【日中一時支援室】

事業所名	所在地	電話
あいとぴあ日中一時支援室	元和泉 2-35-1 あいとぴあセンター 3階	3430-3809

手当一覧

ページ	手当の種類	年齢・障がいの程度等		手当月額
34	心身障害者福祉手当 (市制度)	0歳から 20歳未満	身1から4級	5,400円
			愛1から4度	
		20歳から	身3から4級	
			愛4度	
心身障害者福祉手当 (都制度)	20歳から	身1・2級	15,500円	
		愛1から3度		
		脳性麻痺・進行性筋萎縮症		
34	東京都重度心身障害者手当 (都制度)	65歳未満(新規申請の場合)		60,000円
35	特別障害者手当(国制度)	20歳以上		26,830円
35	障害児福祉手当(国制度)	20歳未満		14,600円
35	難病者福祉手当(市制度)	年齢制限なし 難病医療費助成を受けている方		5,400円
36	特別児童扶養手当(国制度)	20歳未満の 児童に障がいがあるとき	重度障がい児	51,500円
			中度障がい児	34,300円
36	児童扶養手当(国制度)	ひとり親家庭の父又は母などで、 一定の所得以内の方	全部支給	42,330円
			一部支給	42,320円から 9,990円
37	児童育成手当 (育成手当：都制度)	18歳到達時の最初の3月31日までの 児童で一定の要件の方		13,500円
38	児童育成手当 (障害手当：都制度)	20歳未満	身1・2級	15,500円
			愛1から3度	
			脳性麻痺・進行性筋萎縮症	
38	児童手当・特例給付(国制度)	所得基準内世帯 (児童手当)	3歳未満 (3歳の誕生日の月まで)	15,000円
			3歳～小学生 (第1子・第2子)	10,000円
			3歳～小学生(第3子以降)	15,000円
			中学生	10,000円
		所得基準超過世帯 (特例給付)	0歳～中学生(一律)	5,000円

〔記号の意味〕

身…身体障害者手帳

愛…愛の手帳

所得制限

◆所得制限

所得とは、年間総収入額（税込）から給与所得の場合は給与所得控除を、事業所得などの場合は必要経費をそれぞれ引いた額のことです。なお、所得額を計算する場合、住民税で各種の控除を受けているときはその額を控除できる場合があります。

扶養親族とは、所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（児童育成手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成については、親族ではないが養育している児童の数も含む。）

扶養親族に所得税法上の老人扶養親族がいるときは原則として1人につき10万円、特定扶養親族がいるときは1人につき15万円から25万円まで（児童手当を除く。）を加算した額を基準額とします。

※心身障害者医療費助成

扶養親族に所得税法上の老人扶養親族がいるときは1人につき10万円、特定扶養親族及び控除対象扶養親族（19歳未満に限る。）がいるときは1人につき25万円を加算した額を基準額とします。

重度心身障害者手当、心身障害者福祉手当、心身障害者医療費助成、児童育成手当

受給資格者本人の所得による制限（重度心身障害者手当、心身障害者福祉手当、心身障害者医療費助成では20歳未満（社会保険本人は除く）のときは世帯主の所得による。）

扶養親族数	重度心身障害者手当	心身障害者福祉手当	心身障害者医療費助成	児童育成手当
0人	3,604,000円			
1人	3,984,000円			
2人	4,364,000円			
3人	4,744,000円			
4人	5,124,000円			
5人	5,504,000円			
6人以上	1人につき38万円加算			

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当（経過措置の福祉手当含む。）

受給資格者本人の所得による制限及びその配偶者・扶養義務者の所得による制限

扶養親族数	特別児童扶養手当	特別障害者手当 障害児福祉手当	配偶者・ 扶養義務者
0人	4,596,000円	3,604,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	3,984,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	4,364,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	4,744,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	5,124,000円	7,175,000円
5人	6,496,000円	5,504,000円	7,388,000円
6人以上	1人につき38万円加算		1人につき21万3,000円加算

児童扶養手当

受給資格者本人の所得による制限及びその配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者の所得による制限

扶養親族数	受給資格者本人		配偶者・扶養義務者等
	手当全額支給	手当一部支給	
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	1,710,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人以上	1人につき38万円加算		

児童手当・特例給付、障害基礎年金

受給資格者本人の所得による制限

扶養親族数	児童手当・特例給付	障害基礎年金	
		全額支給	一部支給
0人	6,220,000円	3,604,000円	4,621,000円
1人	6,600,000円	3,984,000円	5,001,000円
2人	6,980,000円	4,364,000円	5,381,000円
3人	7,360,000円	4,744,000円	5,761,000円
4人	7,740,000円	5,124,000円	6,141,000円
5人	8,120,000円	5,504,000円	6,521,000円
6人以上	1人につき38万円加算		

自立支援医療（更生医療）の支給

自己負担額は医療費の1割負担。ただし、所得等により負担上限額（月額）を設定

(平成 27 年 4 月 1 日改正)

一定所得以下			中間的な所得		一定所得以上
【区分①】 負担 0 円	【区分②】 負担上限額 2,500 円	【区分③】 負担上限額 5,000 円	重度かつ継続※ 1		
			【区分④】 負担上限額 5,000 円	【区分⑤】 負担上限額 10,000 円	【区分⑥】 負担上限額 20,000 円※ 2 (経過措置)

※ 1 「重度かつ継続」の範囲…腎臓・小腸・免疫・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る。）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）、医療保険多数該当の方
 ※ 2 区分⑥に対する負担上限月額額は平成 30 年 3 月 31 日までの経過措置

自立支援医療（育成医療）の支給

自己負担額は医療費の 1 割負担＋入院時の食事費。ただし、所得等により負担上限額（月額）を設定
 (平成 27 年 4 月 1 日改正)

一定所得以下			中間的な所得		一定所得以上
生活保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	市民税非課税Ⅰ	市民税非課税Ⅱ	市民税所得割課税		23.5 万 ≤ 市民税所得割
	保護者所得 ≤ 80 万※ 3	保護者所得 > 80 万	市民税所得割 < 3.3 万	3.3 万 ≤ 市民税所得割 < 23.5 万	
【区分①】 負担 0 円	【区分②】 負担上限額 2,500 円	【区分③】 負担上限額 5,000 円	【区分④】 負担上限額 5,000 円※ 1 (経過措置)	【区分⑤】 負担上限額 10,000 円※ 1 (経過措置)	公費医療の対象外（通常の医療保険）
			重度かつ継続※ 2		
			【区分⑥】 負担上限額 5,000 円	【区分⑦】 負担上限額 10,000 円	【区分⑧】 負担上限額 20,000 円※ 3 (経過措置)

※ 1 区分④、⑤に対する負担上限月額額は平成 30 年 3 月 31 日までの経過措置

※ 2 「重度かつ継続」の範囲…腎臓・小腸・免疫・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る。）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）、医療保険多数該当の方

※ 3 区分⑧に対する負担上限額（月額）は平成 30 年 3 月 31 日までの経過措置

※ 4 保護者所得とは、次に掲げる収入の合計のことをいいます。

例)

- ・ 地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（マイナスの場合はゼロ）
- ・ 障害年金、遺族年金（基礎・厚生・共済の各公的年金）
- ・ 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当

小児慢性疾患の医療費助成

階層区分		自己負担限度額（患者負担割合 2 割、外来+入院）					
		原則			既認定者（経過措置 3 年）		
		一般	重症※	人工呼吸器等装着者	一般	現行の重症患者	人工呼吸器等装着者
I	生活保護法の被保護世帯		0 円		0 円	0 円	0 円
II	市町村民税又は特別区民税が非課税の世帯	低所得 I （保護者所得 80 万円以下）	1,250 円		1,250 円	1,250 円	500 円
III		低所得 II （保護者所得 80 万円超）	2,500 円		2,500 円		
IV	一般所得 I：市町村民税又は特別区民税課税以上約 7.1 万円未満の世帯		5,000 円	2,500 円	500 円	2,500 円	
V	一般所得 II：市町村民税又は特別区民税課税約 7.1 万円以上約 25.1 万円未満の世帯		10,000 円	5,000 円	500 円	5,000 円	
VI	上位所得：市町村民税又は特別区民税課税約 25.1 万円以上の世帯		15,000 円	10,000 円	500 円	10,000 円	
入院時の食費		1/2 自己負担			自己負担なし		

月額自己負担限度額は「世帯」の所得に応じて決定します。

既認定者とは、平成 26 年 12 月までに認定を受けた者をいいます。

難病医療費等助成制度

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合 2 割		
			自己負担上限額（外来+入院）		
			一般	高額かつ長期※	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0 円	0 円	0 円
低所得 I	区市町村民税 非課税世帯	本人年収～ 80 万円	2,500 円	2,500 円	1,000 円
低所得 II		本人年収 80 万円超～	5,000 円	5,000 円	
一般所得 I	区市町村民税 課税以上 7.1 万円未満		10,000 円	5,000 円	
一般所得 II	区市町村民税 7.1 万円以上 25.1 万円未満		20,000 円	10,000 円	
上位所得	区市町村民税 25.1 万円以上		30,000 円	20,000 円	

※高額かつ長期とは、難病の医療費助成を受け始めてから後、月ごとの医療費総額が 5 万円を超える月が年 6 回以上ある方をいいます。

B 型・C 型ウイルス肝炎治療医療費助成制度

患者一部負担額（①+②）		
①	非課税世帯	0 円
	課税年額 235,000 円未満の方	10,000 円
	課税年額 235,000 円以上の方	20,000 円
②	入院時食事療養・生活療養標準負担額	

※非課税世帯とは、世帯全員が区市町村民税（所得割・均等割とも）非課税のこと

※課税年額とは、世帯の区市町村民税（所得割）

※「世帯」とは、患者の属する住民票上の世帯全員をいう。

ただし、実質的に生計を別にしている場合（要件有）、課税額の合算対象から除外できる。

義務教育就学児医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成

義務教育就学児医療費助成は、義務教育就学児を育てている方の所得による制限

ひとり親家庭等医療費助成は、ひとり親家庭など本人及びその配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者の所得制限

扶養親族数	義務教育就学児医療費助成	ひとり親家庭等医療費助成	
		ひとり親家庭等本人	配偶者・扶養義務者等
0人	6,220,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	6,600,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	6,980,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	7,360,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	7,740,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人	8,120,000円	3,820,000円	4,260,000円
6人以上	1人につき38万円加算		

福祉タクシー券

住民票上の世帯のうち、最も所得の高い方の所得基準

扶養親族数	本人の場合	扶養義務者等の場合
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
4人	5,124,000円	7,175,000円
5人	5,504,000円	7,388,000円
6人以上	1人につき38万円加算	1人につき21万3,000円加算

平成 29（2017）年度版

障がい者（児）福祉のしおり 番号 H28-61

平成 29 年 4 月発行

編集及び発行：狛江市福祉保健部高齢障がい課障がい者支援係
〒201-8585 狛江市和泉本町 1-1-5
電話 03-3430-1111（代表）

庁内印刷 無償